TAC税理士講座 2013年合格目標 上級コース

所得税法

ADVANCED

- ■bookkeeping
- Inancial accounting
- corporation tax
- ■income tax
- ☐inheritance tax
- □liquor tax
- □consumption tax
- ☐fixed property tax
- enterprise tax
- residence tax
- national collect tax

第1回講義 体験用テキスト

>計算テキスト 1

Income Tax



所得税法上級コース計算テキストNo. 1 コントロールタワー

教 材 回 数	₹ - マ	計算テキスト	トレーニング	システムカード	理論テキスト	個別計算問題集
第 1 回	講 義 ① 所得税の学習にあたって 所得控除(その1) 所得控除(その2)	P. 1 S P. 58	問題 1 〜 〜 ・ 問題 14	P. 257 S P. 286	6-1 6-2 6-3 6-4 6-5 6-6	第14章
第2回	演習 ① (添削問題) 理論テーマ ・配偶者控除 ・配偶者特別控除 ・青色申告特別控除 計算テーマ 総合計算問題				6-4 6-5 9-10	
第3回	講 義 ② 事業と業務 青色申告 事業所得の金額 収入金額の別段の定め 収入・費用帰属時期の特例 家事関連費等	P. 61 S P. 104	問題15	P. 43 S. 54 P. 59 S. 62	9-8 9-10 3-1 3-2 3-3 3-4	第6章
第4回	演 習 ② 理論テーマ ・収入金額の別段の定め ・青色申告 計算テーマ 総合計算問題				3-2 9-8	

第	5 📵	講 義 ③ 諸通達 売上原価 減価償却	P. 107 \$ P. 166	問題25	P. 55 P. 62 P. 63 P. 80		第6章
第	6 0	演習 ③(添削問題) 理論テーマ ・収入・費用帰属時期の特例 ・家事関連費等及び外国所得税額の 必要経費不算入等 ・所得控除の内容 計算テーマ 総合計算問題				3-3 3-4 6-1	
第	7 📵	講 義 ④ 減価償却 借地権償却 繰延資産 資産損失(事業所得) 貸倒引当金 同一生計親族が事業から受ける対価	P. 169	問題35	P. 81 S P. 106	3-6 3-7 3-8 3-9 3-10	第6章
第	8 0	演 習 ④ 理論テーマ ・債権の回収不能 ・貸倒引当金 計算テーマ 総合計算問題				3-7 3-9	

[※] システムカードには、一部、講義では触れない内容も含まれています。

凡 例

教材中に引用する法令については、下記の略称を使用する。

法 ……… 所得税法

令 ……… 所得税法施行令

規 ……… 所得税法施行規則

措 法 ……… 租税特別措置法

措 令 ……… 租税特別措置法施行令

措 規 ……… 租税特別措置法施行規則

国通法 ………… 国税通則法

基 通 ……… 所得税基本通達

個 通 ……… 個別通達

措 通 ……… 租税特別措置法関係通達

災免法 ……… 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律

災免令 ……… 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に

関する政令

耐省令 ……… 減価償却資産の耐用年数等に関する省令

耐 通 ……… 耐用年数の適用等に関する取扱通達

震災特例法 …… 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律

復興財源確保法 … 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の

確保に関する特別措置法

引 用 例

法30③一 ………所得税法第30条第3項第一号

基通2-1 ………所得税基本通達2-1

(注) 平成24年8月1日現在の法令通達による。

テキスト

<今回の学習内容>

第1回講義 使用ページ p.1~58

テーマ 1 所得税の学習にあたって

	項目及び内容	参照条文	重要度
1-1	所得税の学習にあたって		
11	本試験の傾向		
2	上級コースの学習にあたって		

1-1 所得税の学習にあたって

1 本試験の傾向

税理士試験の所得税法は、理論50点、計算50点で出題されており、それぞれの試験傾向は、 次のとおりである。

1 理 論(通常は応用理論形式で、2題出題)

最近は、規定そのものを個別に聞く問題ではなく、取扱いの理解度を問う問題が多く出 題されている。

したがって、単に理論マスターの個別理論の丸暗記だけでなく、問題で問われていることに計算で培った知識を駆使して、自分の言葉で適切に解答できるように、内容を理解しておかなければならない。

[過去5年間の理論の出題状況]

年	度	出 題 項 目
等的可	(平成20年)	事業上の債権が事業廃止後に回収不能となった場合
名の回	(十)从20千)	所得税の納税地
第50回	(平成21年)	上場株式等に係る配当所得、譲渡所得等の課税方法等
Mone	(+-))X,21+-)	各種の利子の所得区分や課税方法等
笠(の同	(平成22年)	寄附金の所得税における取扱い
界00回		非居住者に係る源泉徴収
毎G1同	回(平成23年)	新株予約権の権利行使による経済的利益の取扱い
界01四		居住用財産を買換えた場合の譲渡損失の取扱い
徴の同	(亚山(年)	組合事業から生ずる損失の取扱い
7702 EI	(平成24年)	年金についての取扱い

2 計算

難易度が高く、実務的な要素の強い問題が多く出題されてはいるが、『得点できるところをいかに取りこぼさないか』が合否の分かれ目になってくる。

したがって、知識を広げるよりは、基礎的な論点をしっかり固めていくのが賢明である。

[平成15年以降の計算の出題状況]

年 度	出 題 状 況
第53回(平成15年)	個別問題が 5 題出題
第54回(平成16年) (第59回(平成21年)	総合問題が1題と個別問題が1題又は数題出題
第60回(平成22年) ~ 第62回(平成24年)	小規模又は中規模な総合問題が3題出題

2 上級コースの学習にあたって

(1) 偏った学習をしないこと!

理論、計算共にヤマかけをしないで、幅広く学習することが必要である。 理論については、理論マスターを幅広く理解し、なるべく暗記題数を増やすこと。 計算については、トレーニングの問題を繰り返し解いて、基礎力を高めること。

(2) 講義、演習を休まないこと!

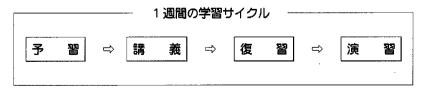
講義、演習ともに、休まないことが重要である。

特に演習は、本試験の予行演習として大きな意味があり、毎回休まないで受けることで 大きな力となる。

◆ 「講義、演習を一回も休まず受け続ければ確実に合格できる!」と、休まないことを モチベーションにすると良い。

(3) 上級コースの学習サイクル

上級コースは毎回ボリュームが多いため、わからない論点をはっきりさせて講義に臨む こと。また、講義後はしっかりと復習し、演習を通じて実践力を身につけること。



◆毎回の講義の前には予習として、トレーニングの復習問題を解こう。

テーマ41 所得控除(その1)

	項目及び内容	参照条文	重要度
41 1	雜損控除		
1	適用要件	法72①、令205	***
2	控除額	法72①、令206	ተ ተ
41 – 2	医療費控除(その1)		
	適用要件	法73	***
2	控除額	法73	***
41 — 3	医療費控除(その2)		
	対象となる医療費の範囲	令207、基通73-3等	***
2	医療費を補てんする保険金等	基通73-8、73-9	**
41 — 4	社会保険料控除		•
1	適用要件	法74	☆☆
2	社会保険料の範囲	法74②	ጵቱ
3	控除額	法74	☆☆
4	前納保険料等の取扱い	基通74・75-1等	☆
41 — 5	小規模企業共済等掛金控除		•
1	適用要件	法75	☆☆
2	小規模企業共済等掛金の範囲	法75②	☆☆
3	控除額	法75	**
4	前納保険料等の取扱い	基通74・75-1等	☆
41 – 6	生命保険料控除		
1	適用要件	法76	☆☆
2	控除額	法76	**
3	その他	法76①、基通76-3	☆
41 — 7	地震保険料控除	'	
1	適用要件	法77	公公
2	控除額	法77	☆☆
3	その他	法77①、基通77- 7	☆

41 – 8	寄附金控除		
1	適用要件	法78	ጵ☆☆
2	特定寄附金の範囲	法78②等	ታ ታ ታ
3	控除額	法78、震災特例法8	ጵጵጵ

41-1 雑損控除

プポイント整理・シャス・ウェア・ウェア・ウェア・ウェア・ウェア・ウェア・ウェア・ウェア・ファ

1 適用要件(法72①、令205)

TC = #	居住者
所有者	同一生計親族で課税標準の合計額が基礎控除額 (38万円) 以下のもの
	次に掲げる資産 以外 の資産
	(1) 生活に通常必要でない資産
対象資産	(2) 棚卸資産
	(3) 事業用固定資産及び繰延資産
	(4) 山 林
損失事由	災害又は盗難若しくは横領

2 控除額(法72①、令206)

(1) 損失の金額

被害直前の時価ー被害直後の時価 - 廃材価額 - 保険金等 + 災害等関連支出の額 資産損失の基礎価額

(2) 足切限度額

災害関連支出の額 が5万円以下の場合	課税標準の合計額 × 10%	
災害関連支出の額	(1) 損失の金額 - (災害関連支出の額-5万円)	
が5万円を超える場合	(2) 課税標準の合計額 × 10%	
いっとこを描える場合	(3) (1)と(2)のいずれか低い金額	
損失の金額のすべてが災害	(1) 5万円	
	(2) 課税標準の合計額 × 10%	
関連支出の額である場合	(3) (1)と(2)のいずれか低い金額	

(3) (1)-(2)=雑損控除の対象となる金額(雑損失の金額)

1 適用要件

(1) 所有者

本人の所有資産だけでなく、**同一生計親族で課税標準の合計額が基礎控除額(38万円) 以下の者**の所有資産についても適用が受けられる。

これは、課税標準の合計額が基礎控除額以下の者は、基礎控除だけで課税所得がゼロとなるため、居住者の雑捐控除の対象とするものである。

留意点 所得要件

判定の基礎は、合計所得金額ではなく、課税標準の合計額である。 なお、青色事業専従者等の有する資産であっても、所得要件を満たせば対象となる。

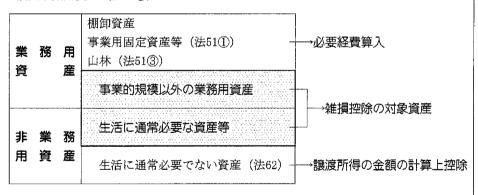
(A) **留意点 同一生計(生計を一にする)の意義**(基通2-47)

- (1) 同一の家屋に起居している場合には、明らかに互いに独立した生活を営んでいると 認められる場合を除き、同一生計であるものとする。
- (2) 勤務等の都合上日常の起居を共にしていなくても、次に掲げる場合に該当するときは、同一生計であるものとする。
 - ① 勤務等の余暇には親族のもとで起居を共にすることを常例としている場合
 - ② 常に生活費等の送金が行われている場合

(2) 対象資産

雑損控除の対象資産は、次の資産以外の資産となる。

- ① 生活に通常必要でない資産(法62①)
- ② 被災事業用資産(法70③)



(3) 損失事由

雑損控除は、災害又は盗難若しくは横領により損失が発生した場合に適用があるが、 災害等に関連する支出(**雪おろし費用等の支出**)をした場合のみでも適用がある。

→ 留意点 災害の意義(法2①二十七、令9)

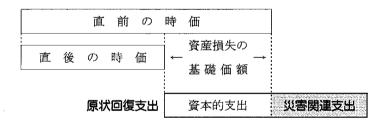
災害とは、震災その他の自然現象の異変による災害及び火災その他の人為による異常な 災害並びに害虫その他の生物による異常な災害をいう。

2 控除額

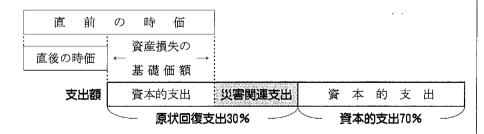
- (1) 損失の金額
 - ① 損失の基礎となる金額 直前の時価を基礎に計算し、災害等関連支出も、損失の金額に含まれる。
 - ② 保険金等の控除
 - イ 保険金等は、損失を受けた資産との個別対応により控除する。
 - ロ 保険差益等は、非課税とされる。
 - ハ 確定申告期限までに保険金等の額が確定していない場合は、**見込額を控除**する。 なお、見込額と確定額が異なるときは、遡及訂正を行う。
 - ③ **災害等関連支出の控除年分の特例**(基通72-5) 原則として支出年の雑損控除の対象とするが、損失発生年の**翌年3月15日まで**に支出 した場合には、損失発生年分の雑損控除の対象とすることができる。

留意点 災害等関連支出の範囲(令206)

- ① 災害により損失を受けた資産の取壊し又は除去のための支出
- ② 災害により損失を受けた資産について支出する次の支出
 - イ 土砂その他の障害物の除去のための支出
 - 口 原状回復支出



ハ 原状回復支出とその他の支出を行った場合(区分不明の場合)



- ニ 損失を受けた資産の損壊等を防止するための支出
- ③ 災害による被害の拡大又は発生を防止するため緊急に必要な措置を講ずるための支出 (雪おろし費用の支出、シロアリの駆除のための支出など)
- ④ 盗難又は横領により損失を受けた資産について支出する原状回復支出

(2) 足切限度額

足切限度額は、原則として課税標準の合計額の10%相当額であるが、災害関連支出が 5万円を超える場合には、足切限度額の特例の適用が認められる。

岡窟点 控除額計算の別法

- (1) 損失の金額
- (2) 控除額
 - ① 損失の金額 課税標準の合計額 × 10%
 - ② 災害関連支出の額 5万円
 - ③ ①と②のいずれか多い金額

(単) 留意点 災害減免法に規定する所得税の減免(災免法2)

1 要 件

次の(1)から(3)のすべてを満たす場合

- (1) **災害**により自己又は同一生計親族(課税標準の合計額が基礎控除額以下の者に限る) の所有する**住宅又は家財**について被害を受けた場合
- (2) その生じた損害金額(保険金等により補てんされた金額を除く)が、その住宅又は家財の価額(時価)の10分の5以上
- (3) 被害を受けた年分の**災害減免法に規定する合計所得金額が 1,000万円以下** (注) 課税標準の合計額から、措置法の特別控除額を控除した後の金額
 - ※ 雑損控除との選択適用

2 取扱い

措置法の税額控除後、外国税額控除前の税額から被害を受けた年分の所得税の額を 次の3つの区分に応じて軽減又は免除する。

合計所得金額の区分	所得税の減免額
500万円以下	所得税額(附帯税を除く)の全部
500万円を超え 750万円以下	上記の所得税額 × 50%
750万円を超え 1,000万円以下	上記の所得税額 × 25%

②参考 親族に関する基礎知識

(1) 親族

血族、姻族関係の中で、**親族とは、配偶者、6親等内の血族、3親等内の姻族**に該当する者をいう。

(2) 血族

血族とは、血のつながりのある者をいう。自然血族と実際上は血のつながりがないが 法律上血のつながりを認める法定血族とに大別される。

自然血族 血族 { 法定血族(養子縁組)

(3) 姻族

姻族とは、婚姻によってできる姻戚関係をいう。

したがって、配偶者の一方と他の一方の血族との間に生ずる関係であり、具体的には「本人の配偶者の血族」及び「本人の血族の配偶者」をいう。

本人の配偶者の血族 姻族 { 本人の血族の配偶者

(4) 直 系

直系とは、血族が直線的つまり直上直下していることをいう。また、本人の配偶者の 直系である者は、本人からみた場合にも直系となる。

(5) 傍 系

傍系とは、血統が祖先のある者から出た異なる直系に属する者の相互間のことをいう。 いいかえれば、血統が始祖により連結している者のことである。

(6) 尊属

尊属とは、自分より世代の上にある者のことをいう。

(7) 卑属

卑属とは、自分より世代の下にある者のことをいう。

(8) 直系尊属

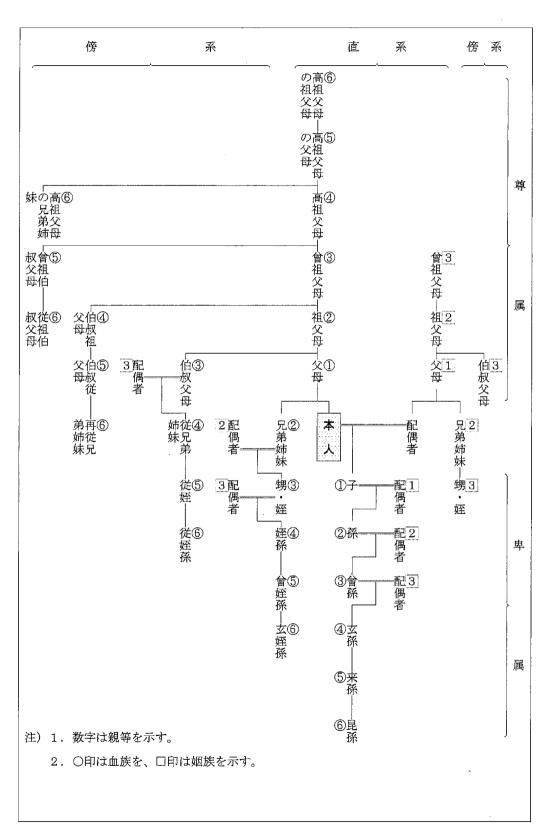
直系尊属とは、民法上、直系で、かつ、尊属である他に、血族である者をいう。

(9) 直系卑属

直系卑属とは、民法上、直系で、かつ、卑属である他に、血族である者をいう。

(10) 直系血族

直系尊属+直系卑属



41-2 医療費控除(その1)

1 適用要件(法73)

居住者が、自己又は同一生計親族に係る医療費を支払った場合

2 控除額(法73)

(1) 医療費の額

支出した医療費の額 - 保険金等の額

- (2) 足切限度額
 - ① 課税標準の合計額 × 5%
 - ② 10万円
 - ③ ①と②のいずれか低い金額
- (3) 医療費控除額(200万円限度)
 - (1) (2)

1 適用要件

(1) 対象者

本人に係るものだけではなく、同一生計親族に係るものも対象となるが、**同一生計親族 に所得要件はない**ことに留意する。

※ 青色事業専従者等であっても対象となるが、いわゆる里子及び養護受託老人は 親族ではないため、対象とならない。

(2) 未払医療費

現実に支払った年の控除対象となる(基通73-2)。

※ 雑損控除は、損失発生年の翌年3月15日までの支出金額も損失発生年分の対象と することができるが、他の所得控除には、このような特例はない。

.....

2 控除額

- (1) 保険金等は、支出した医療費との個別対応により控除する。
- (2) 確定申告期限までに保険金等の額が確定していない場合には、**見込額を控除**する。 なお、見込額と確定額が異なるときは、遡及訂正を行う。
- (3) 保険差益等は、非課税とされる。

41-3 医療費控除(その2)

11 対象となる医療費の範囲(令207、基通73-3~73-7等)

- (1) 次の費用で、その病状等に応じて一般的に支出される水準を著しく超えない部分の金額
 - ① 医師又は歯科医師による診療代又は治療代
 - (2) 治療又は療養に必要な医薬品の購入費用
 - ③ 急病やケガなどによる病院等への搬送費用
 - ④ あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師による施術費用
 - ⑤ 保健師、看護師、准看護師又は特に依頼した人に支払った療養(在宅療養を含む)上の世話の費用
 - ⑥ 助産師による分娩の介助料
 - ⑦ 介護福祉士等による喀痰吸引等の対価
 - ⑧ 指定介護老人福祉施設等の施設サービス費用のうち、一定のもの
 - ⑨ 特定健康診査(メタボリックシンドローム検診)を受けたことによる特定保健指導 (一定のものに限る。)の費用など
- (2) 次の費用で、診療や治療などを受けるために直接必要なもの
 - ① 通院費用で通常必要なもの(電車代、バス代、急を要するときなどのタクシー代等)
 - ② 入院の部屋代(差額ベッド代)や食事代で通常必要なもの
 - ③ 医療用器具の購入代や賃借料で通常必要なもの
 - ④ 松葉づえなどの購入費用
 - ⑤ 身体障害者福祉法などによって都道府県や市町村に納付する費用のうち、医師などの 診療費用や上記①から④までの費用にあたるもの
 - ⑥ 6月以上寝たきりの状態で、おむつの使用が必要であると医師が認めた人のおむつ代 (医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要)

2 医療費を補てんする保険金等(基通73-8、73-9)

- (1) 健康保険法等の規定に基づく出産育児一時金、家族出産育児一時金、高額療養費等
- (2) 医療費の補てんを目的として支払を受ける医療保険金又は入院費給付金等
- (3) 医療費の補てんを目的として支払を受ける損害賠償金等
- (4) 任意の互助組織から医療費の補てんを目的として支払を受ける給付金

1 医療費控除の対象とならないもの

- (1) 医師や看護師などに対する謝礼
- (2) 人間ドックその他の健康診断費用
 - ※ その結果、重大な疾病が発見され、かつ、その治療をした場合には対象となる。
- (3) 美容整形の費用
- (4) 病気の予防や健康増進などのための医療品や健康食品の購入費用
- (5) 治療を受けるために直接必要ではない、近視や乱視のためのメガネやコンタクトレンズ の購入費用
 - ※ 治療を受けるために直接必要とする「治療用メガネ」などを除く。
 - ※ 視力回復レーザー手術(レーシック手術)に係る費用は、医療費控除の対象となる。
- (6) 通院のための自家用車のガソリン代や駐車代
- (7) 出産目的で実家に帰るための交通費
- (8) 親族に支払う療養上の世話の費用
- (9) 診断書の作成料金
- (10) 疲れを癒したり体調を整えたりするために行ったマッサージによる施術費用など
- (11) 寝具類の購入代や賃借料
- (12) 紙おむつの購入費用
 - ※ 1(2)⑥で医療費控除が受けられるものを除く。

2 医療費を補てんする保険金等に該当しないもの

- (1) 療養等のため労務に服することができなくなったこと等に基因して支払を受ける保険金、 損害賠償金等
- (2) 健康保険法の規定により受ける傷病手当金、出産手当金等
- (3) 使用者等から支払を受ける見舞金等

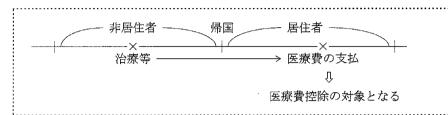
留意点 介護サービスの対価

要介護者が利用する介護保険制度下の介護サービス等に係る対価のうち、次に掲げるものは、医療費控除の対象となる。

対象となる介護サービス	医療費控除の対象となる金額
指定介護老人福祉施設の施設サービスの対価	自己負担額 × 1 2
介護老人保健施設の施設サービスの対価	自己負担額
医療系サービスの利用とあわせて 利 用 する 居 宅 サービ ス の 対 価	自己負担額

留意点 非居住者期間に係る医療費

非居住者が支払った医療費は医療費控除の対象とならないが、非居住者期間に受けた治療等に係る医療費を居住者として支払った場合には、医療費控除の対象となる。



留意点 クレジットカード、ローンで支払った医療費

医療費をクレジットカードやローン契約(デンタルローンなど)により支払った場合には、本年中に信販会社等に支払った金額ではなく、病院等に支払った医療費の全額が医療費控除の対象となる。

一設例

妻の歯の治療費として、本年10月20日に300,000円をクレジットカードで支払った。 カード代金の支払いは、3回の分割払いとしたため、実際に本年11月27日、12月27日及び翌年1月27日に、甲の預金口座からそれぞれ100,000円が引き落とされている。

● 解説

《本年分の医療費控除の対象となる金額》

300,000円

留意点 死亡した同一生計親族に係る医療費

死亡した同一生計親族に係る医療費は、医療費控除の対象となる。 この場合に、次のような医療費であっても、支払った者の医療費控除の対象となる。

- (1) その医療費が、相続税の計算上、債務控除の対象となっている場合
- (2) その医療費を、相続財産である預貯金から支払った場合

<メ モ>

41-4 社会保険料控除

1 適用要件(法74)

居住者が、自己又は同一生計親族の負担すべき社会保険料を支払った場合又は給与から 控除される場合

2 社会保険料の範囲(法74②)

- (1) 健康保険の保険料
- (2) 国民健康保険の保険料
- (3) 高齢者医療保険の保険料
- (4) 国民年金の保険料、国民年金基金の掛金
- (5) 厚生年金の保険料、厚生年金基金の掛金
- (6) 雇用保険の保険料
- (7) 介護保険の保険料など

3 控除額(法74)

全 額

4 前納保険料等の取扱い(基通74・75-1、74・75-2)

1 原則

次により計算した金額がその年分の社会保険料控除の対象となる。

前納社会保険料等の総額

その年中の納付期日の回数

(前納割引後の金額)

前納社会保険料等の納付期日の総回数

2 特 例

1年以内の前納保険料等は、その全額を支払った年に控除できる。

1 適用要件

(1) 対象者

本人に係るもののみではなく、同一生計親族に係るものも対象となるが、同一生計親族 について所得要件はない。

(2) 現金主義(基通74・75-1)

未払保険料等は、納付期日が到来していても、**現実に支払った年の控除対象**となる。 なお、給与所得者は、給与天引きされる金額が控除対象となる。

2 前納保険料等の取扱い

社会保険料等を前納した場合は、その年に対応する部分の金額(本来その年に支払うべき 金額)がその年の控除の対象となるのが原則であるが、社会保険料控除は支払額がそのまま 控除額となるため、重要性の観点から、1年以内のものは、全額支出年分の控除対象とする ことができる。

(二) 研 究 社会保険料が特別徴収又は口座振替による場合

(1) 特別徴収による場合

介護保険料などの社会保険料が特別徴収されている場合には、その特別徴収された者 の社会保険料控除の対象となる。

(2) 口座振替による場合

後期高齢者医療制度の保険料を、口座振替により支払っている場合には、口座振替により支払った者の社会保険料控除の対象となる。

(山)研 究 後納保険料を納付した場合

平成24年10月から、既に時効が到来している未納保険料について、過去10年間に遡って納付することができる後納制度が開始されたが、この後納制度によって納付した保険料は、実際に納付した年の控除対象となる。

41-5 小規模企業共済等掛金控除

アポイント整理*********

1 適用要件(法75)

居住者が、小規模企業共済等掛金を支払った場合

2 小規模企業共済等掛金の範囲(法75②)

(1) 小規模企業共済の掛金

小規模企業の事業主や役員が、廃業や退職に備えて一定の掛金を共済事業団に納付し、 共済事由が発生した場合に共済金の支払を受ける制度の掛金をいう。

(2) 確定拠出年金の掛金

加入者が予め運用対象を選択し、自ら決定した掛金を国民年金基金連合会等に拠出し、その運用結果により将来の年金受給額が変動する年金制度

(3) 心身障害者扶養共済の掛金

地方公共団体の条例において、心身障害者を扶養する者を加入者とし、その加入者が 地方公共団体に掛金を納付し、その地方公共団体が心身障害者の扶養のための給付金を 定期に支給することを定めた共済制度

3 控除額(法75)

全 額

4 前納保険料等の取扱い(基通74・75-1、74・75-2)

1 原則

次により計算した金額が、その年分の小規模企業共済等掛金控除の対象となる。

前納掛金等の総額

その年中の納付期日の回数

(前納割引後の金額)

前納掛金の納付期日の総回数

2 特 例

1年以内の前納保険料等は、その全額を支払った年に控除できる。

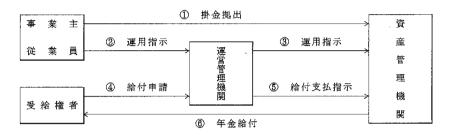
1 適用要件(基通74・75-1)

未払掛金等は現実に支払った年の控除対象となる。

(1) 参 考 確定拠出年金法の年金制度

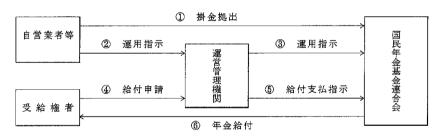
1 企業型

厚生年金保険の適用事業所の事業主が、単独又は共同で実施する年金制度。

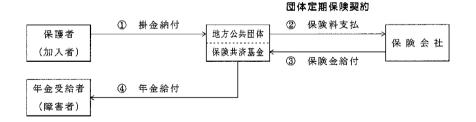


2 個人型

国民年金基金連合会が実施する年金制度。自営業者や企業型を導入していない企業の 従業員などが加入できる。



(1) 参考。心身障害者扶養共済制度



41-6 生命保険料控除

ずイント整理でででででででででででででででででででででででででででででででででで

適用要件(法76)

居住者が、次の生命保険契約等に係る保険料等を支払った場合

- (1) 平成24年1月1日以後に締結された生命保険契約等(新契約)
 - ① 保険金等の受取人のすべてを自己又はその親族とする、生命保険契約等(一般)
 - ② 保険金等の受取人のすべてを自己又はその親族とする、介護医療保険契約等
 - ③ 年金の受取人を自己又はその配偶者とする、個人年金保険契約等
- (2) 平成23年12月31日以前に締結された生命保険契約等(旧契約)
 - ① 受取人のすべてを自己又は親族とする、旧生命保険契約等(一般)
 - ② 所定の要件を満たす、旧個人年金保険契約等

2 控除額(法76)

① 平成24年1月1日以後に締結された生命保険契約等

支払った生命保険料	控除額
20,000円以下	全額
20,000円超 40,000円以下	20,000円+(支払保険料-20,000円)× 1 2
40,000円超 80,000円以下	30,000円+(支払保険料-40,000円)× 1 4
80,000円超	40,000円

② 平成23年12月31日以前に締結された生命保険契約等

支払った生命保険料	除。如此
25,000円以下	全額
25,000円超 50,000円以下	25,000円+(支払保険料-25,000円)× <u>1</u> 2
50,000円超 100,000円以下	37,500円+(支払保険料-50,000円)× 1 4
100,000円超	50,000円

③ ①と②の生命保険契約等の両方がある場合

生命保険契約等又は個人年金保険契約等の別に、各区分ごとにそれぞれ計算した金額 の合計額が生命保険料控除額となる。

なお、控除額は全体で12万円が限度となる。

区分	控 除 額
新契約のみ受ける場合	上記①により計算した控除額(4万円限度)
旧契約のみ受ける場合	上記②により計算した控除額(5万円限度)
新契約と旧契約の両方	上記①により計算した控除額と上記②により計算した控 除額の合計額(4万円限度)
について受ける場合	※ 旧契約の控除額のみで40,000円を超えている場合に は、適用しない方が有利

3 その他(法76①、基通76-3)

1 剰余金等の取扱い

剰余金等を受けた場合は、支払った生命保険料の合計額からその剰余金等の合計額を 控除した金額により、控除額の計算をする。

2 前納保険料等の取扱い

前納生命保険料の総額 × その年中の納付期日の回数 × 前納生命保険料の納付期日の総回数

※ 1年以内の前納であっても、全額を控除対象とすることはできない。

1 生命保険料控除額の基礎となる支払保険料

- (1) 未払保険料等は、現実に支払った年の控除対象となる。
 - **※ 振替貸付けにより充当された金額は、その年に支払った金額**とされる。
- (2) 使用者負担の生命保険料で、給与課税されたものは、控除対象となる(基通76-4)。

2 剰余金等の取扱い(基通76-6)

生命保険契約等に基づいて受けた剰余金等は、払込保険料等の払戻しと考えられるため、 保険料の額から控除する。

なお、各生命保険料等の合計額から控除しきれない剰余金の分配額があったとしても、他 の区分の生命保険料等の額からは控除しない。

三一設例-

居住者甲は、本年中に次の生命保険料を支払っている。 本年分の生命保険料控除額を計算しなさい。

- (1) A旧一般生命保険契約
- 52,000円 (平成23年以前契約)
- 60,000円 (平成24年以後契約)
- (2) B新一般生命保険契約 (3) C旧個人年金生命保険契約
 - 60,000円 (平成23年以前契約) 150,000円 (平成23年以前契約)
- (4) C新個人年金生命保険契約 200,000円 (平成24年以後契約)
- (5) E介護医療保険契約
- 45,000円 (")



生命保険料控除額

(単位:円)

- (1) 一般
 - 旧契約

$$37,500+ (52,000-50,000) \times \frac{1}{4} = 38,000$$

② 新契約

$$30,000+(60,000-40,000) \times \frac{1}{4} = 35,000$$

- ③ (1)+(2)=73,000>40,000 \therefore 40,000

(2) 個人年金

150,000>100,000 ∴ 50,000>40,000 ∴ 50,000 (旧契約のみ適用)

(3) 介護医療

30,000+ (45,000-40,000)
$$\times \frac{1}{4}$$
 =31,250

(4) (1)+(2)+(3)=121,250>120,000 \therefore 120,000

(7)参考 生命保険契約等の範囲(法76⑤~⑨)

新生命保険契約等

- (1) 生命保険会社の締結した生命保険契約のう ち**生存又は死亡に基因して**保険金が支払われ ろもの
- (2) 旧簡易生命保険契約のうち生存又は死亡に 基因して保険金が支払われるもの
- (3) 農業協同組合等の締結した生命共済に係る 契約のうち生存又は死亡に基因して共済金が 支払われるもの
- (4) 確定給付企業年金法に規定する確定給付企 業年金に係る規約又はこれに類する退職年金 に関する契約で一定のもの

介護医療保険契約等

- (1) 生命保険会社又は損害保険会社の締結した 身体の傷害又は疾病により保険金が支払われ る保険契約のうち、病院等に入院して医療費 を支払ったことなどにより保険金が支払われ るもの (医療保険、がん保険、所得補償保険 など)
- (2) 身体の傷害又は疾病により保険金等が支払 われる旧簡易生命保険契約又は生命保険共済 契約等のうち、病院等に入院して医療費を支 払ったことなどにより保険金が支払われるも

新個人年金保険契約等

年金を給付する定めのある生命保険契約のう ち、次の要件の定めのあるものをいう。

- (1) 年金の受取人は、保険料等の払込みをする 者又はその配偶者が生存する場合には、これ らの者のいずれかとするものであること
- (2) 保険料等の払込みは、年金支払開始目前10 年以上の期間にわたって定期に行うものであ ること
- (3) 年金の支払いは、受取人の年齢が60歳に達 した日以後の日で、その契約に定める日以後 10年以上の期間又はその受取人が生存してい る期間にわたって定期に行うものであること

旧生命保険契約等

- (1) 生命保険会社の締結した生命保険契約のうち 生存又は死亡に基因して保険金が支払われるも
- (2) 旧簡易生命保険契約
- (3) 農業協同組合の締結した生命共済に係る契約
- (4) 生命保険会社又は損害保険会社の締結した身 体の傷害又は疾病により保険金が支払われる保 険契約のうち、病院等に入院して医療費を支払 ったことなどにより保険金が支払われるもの
- (5) 確定給付企業年金法に規定する確定給付企業 年金に係る規約又はこれに類する退職年金に関 する契約で一定のもの

年金を給付する定めのある生命保険契約のう ち、次の要件の定めのあるものをいう。

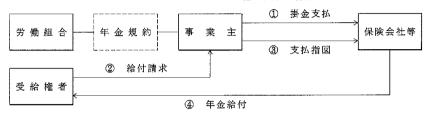
- (1) 年金の受取人は、保険料等の払込みをする者 又はその配偶者が生存する場合にはこれらの者 のいずれかとするものであること
- (2) 保険料等の払込みは、年金支払開始日前10年 以上の期間にわたって定期に行うものであるこ
- (3) 年金の支払いは、受取人の年齢が60歳に達し た日以後の日で、その契約に定める日以後10年 以上の期間又はその受取人が生存している期間 にわたって定期に行うものであること

旧個人年金保険契約等

参考 確定給付企業年金法の年金制度 1 規約型

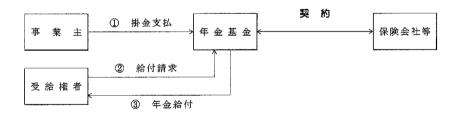
事業主が、労使合意の規約に基づいて、生命保険会社などと年金に関する契約を締結 し、企業外部で年金資金を管理・運用し、年金給付を行う企業年金制度。

信託契約・保険契約等



2 基金型

事業主とは別個の法人格を持った基金を設立し、企業年金基金において年金資金を 管理・運用し、年金給付を行う企業年金(厚生年金の代行は行わない。)。



〈メ モ>

41-7 地震保険料控除

1 適用要件(法77)

居住者が、自己又は同一生計親族の有する居住用家屋・家財等の地震等損害を保険等の 目的とする損害保険契約等に係る保険料等を支払った場合

※ 地震等損害とは、地震若しくは噴火又はこれらによる津波を直接の原因とする火災、 損壊、埋没又は流失による損害をいう。

2 控除額(法77)

全 額(5万円を限度)

3 その他(法77①、基通77-7)

1 剰余金等の取扱い

剰余金等を受けた場合は、支払った地震保険料の合計額からその剰余金等の合計額を 控除した金額により、控除額の計算をする。

2 前納保険料等の取扱い

前納地震保険料の総額 × その年中の納付期日の回数 × 前納地震保険料の納付期日の総回数

※ 1年以内の前納であっても、全額を控除対象とすることはできない(あん分する)。

1 適用要件

(1) 対象となるもの

対象となる損害保険契約(地震保険契約)は、居住用家屋などを保険目的とした契約である。

- ※ 同一生計親族が所有する資産も対象となるが、同一生計親族について所得要件はない。
- (2) 未払保険料等は、現実に支払った年の控除対象となる。
 - ※ 振替貸付けにより充当された金額は、その年に支払った金額とされる。
- (3) 店舗併用住宅等の場合(基通77-2、6)

居住の用に供している部分だけが控除の対象となる。

ただし、90%以上が居住用のときは、全てを控除の対象として差し支えない。

41-8 寄附金控除

1 適用要件(法78)

居住者が、特定寄附金を支出した場合

- **与 特定寄附金の範囲**(法78②、措法41の18、18の3、19、基通78-2~7)
 - 1 特定寄附金に該当するもの
 - (1) 国又は地方公共団体に対する寄附金
 - ※ 国立の学校等の施設の建設等を目的とする後援会等に対する寄附金であっても、その 施設が完成後国等に帰属することが明らかなものは、対象となる。
 - ※ 報道機関に拠出した災害義援金等で、最終的に義援金配分委員会等に拠出されること が明らかであるものは、地方公共団体に対する寄附金に該当する。
 - (2) 指定寄附金(公益社団法人等に対する寄附金のうち財務大臣が指定したもの)
 - (3) 特定公益増進法人に対する寄附金
 - (4) 認定特定非営利活動法人(認定NPO法人)に対する寄附金
 - (5) 政党等に対する寄附金で公職選挙法により報告されたもの
 - (6) 払込みにより取得した特定新規中小会社の株式 (その年12月31日において所有する場合に限る。)の取得に要した金額 (1,000万円を限度とする。)
 - (7) その他一定のもの

2 特定寄附金に該当しないもの

- (1) 学校の入学に関する寄附金など
 - ※ 入学辞退等により結果的に入学していなくても、控除の対象とならない。
- (2) 最終的に国等に帰属しないもの(一定の団体等に補助金として交付する場合等)
- 2 控除額(法78、震災特例法8)

{特定寄附金の額 いずれか低い金額-2,000円 課税標準の合計額×40%(※)

※ 震災関連寄附金については、「課税標準の合計額×80%」を限度

1 適用要件(基通78-1)

特定寄附金は、現実に支払った年の控除の対象となる。

※ 手形の振出しは現実の支払いには該当しない。

(で)参考 特定公益増進法人に対する寄附金

特別の法律により設立された法人のうち、教育又は科学の振興等その他公益の増進に著しく寄与する次の法人に対する寄附金で、その法人の主たる目的である業務に関連するものをいう。

- (1) 独立行政法人(日本学生支援機構など)
- (2) 日本赤十字社
- (3) 一定の学校法人
- (4) 社会福祉法人
- (5) その他一定の法人

(番) 留意点 国等に対して資産の贈与等をした場合(措法40①、④)

	課税関係	特定寄附金の額
棚卸資産等	通常の販売価額の70%と取得価額の いずれか多い金額を総収入金額算入	総収入金額算入額
譲渡所得の基因となる資産等	非課税	取得費 ※ + 譲渡費用 又は 必要経費 ※

※ 譲渡所得の基因となる資産については、取得費の5%基準、山林所得の基因となる 山林については50%の概算経費の適用がある。

● 留意点 入学に関する寄附金

入学年の年末までの期間内に支出した寄附金も、入学に関する寄附金に該当する。

但し、入学決定後に募集が開始されたもので、新入生以外の者と同一の条件で募集されるものは、入学に関する寄附金に該当しない。

留意点 震災関連寄附金

震災関連寄附金とは、次に掲げる寄附金をいう。

- ① 国又は東日本大震災により著しい被害が生じた地方公共団体に対して支出した寄附 金
- ② 東日本大震災に関連する寄附金で、一定の要件を満たすものとして財務大臣が指定したもの

<メ モ>

テーマ**42** 所得控除(その2)

	項目及び内容	参照条文	重要度
42-1	障害者控除		
1	適用要件	法79	\$\$
2	控除額	法79	☆☆
3	障害者の意義	法2①二十八等	☆☆
42-2	寡婦(寡夫)控除		
11	適用要件	法81	☆
2	控除額	法81、措法41の17	☆
3	寡婦(寡夫)の意義	法2①三十等	☆
42-3	勤労学生控除		
1	適用要件	法82	
2	控除額	法82	
3	勤労学生の意義	法2①三十二	
42-4	配偶者控除		
1	適用要件	法83	***
2	控除額	法83	***
3	控除対象配偶者の意義	法 2 ①三十三等	***
42 – 5	配偶者特別控除		
1	適用要件	法83の2	☆
2	控除額(簡便法)	法83の2	☆
42-6	扶養控除		
1	適用要件	法84	***
2	控除額	法84、措法41の16	***
3	扶養親族の意義	法2①三十四等	ተ ተ
42-7	基礎控除		
1	適用要件	法86	☆☆
2	控除額	法86	☆☆
42-8	所得控除の判定の時期(その1)		
1	雑損控除の対象親族の判定	基通72-4	☆
2	医療費に係る親族が同一生計であるかどうかの判定	基通73-1	አ አ
42-9	所得控除の判定の時期(その2)		
1	扶養親族等の判定の時期等	法85、基通85-1	**
2	配偶者と死別後同一年に再婚した場合の特例	令220	☆☆
3	2人以上の居住者がある場合の扶養親族等の所属	法85等	☆☆

42-1 障害者控除

適用要件(法79)

- (1) 居住者が障害者である場合
- (2) 控除対象配偶者又は扶養親族が障害者である場合

2 控除額(法79)

一人につき27万円(特別障害者は40万円、同居特別障害者は75万円)

国 障害者の意義(法2①二十八、二十九、79③、令10)

1 障害者

精神又は身体に障害がある者で次に掲げるものをいう。

- (1) 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者又は精神保健指定医等の 判定により知的障害者とされた者
- (2) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- (3) 身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている者
- (4) 常に就床を要し、複雑な介護を要する者など

2 特別障害者

障害者のうち、精神又は身体に重度の障害がある者で、次に掲げるものをいう。

- (1) 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者
- (2) 精神保健指定医等の判定により重度の知的障害者とされた者
- (3) 精神障害者保健福祉手帳に障害等級が1級として記載されている者
- (4) 身体隨害者手帳に身体上の障害の程度が1級又は2級である者と記載されている者
- (5) 常に就床を要し、かつ、複雑な介護を要する者など

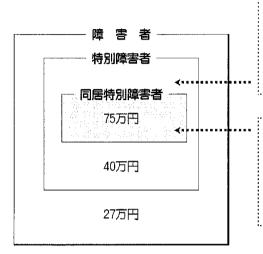
3 同居特別障害者

- (1) 控除対象配偶者又は扶養親族のうち、特別障害者で、かつ、
- (2) 居住者又はその居住者の配偶者若しくは同一生計親族のいずれかとの同居を常況としている者をいう。

1 適用要件

障害者控除は、居住者又は居住者の控除対象配偶者若しくは扶養親族が障害者である場合 に適用される。

2 障害者の意義



- ① 事理を弁識する能力を欠く常況
- ② 障害者手帳に1級又は2級と記載
- ③ 常に就床を要し複雑な介護が必要

:-----【同居特別障害者】 ------

扶養親族
控除対象配偶者のうち、特別障害者に該当かつ、居住者等と同居

(風) 留意点 他の居住者の扶養親族とされた者の障害者控除の適用の可否

障害者である控除対象扶養親族につき、一の居住者が扶養控除の適用を受け、他の居住者が障害者控除の規定の適用を受けることはできない(基通79-1)。

控除対象配偶者又は控除対象扶養親族が障害者である場合の障害者控除と配偶者控除 又は扶養控除は、いずれも同一の居住者についてのみ認められる。

○留意点 障害者として取扱うことができる者(基通2-38)

ずまはでいる。 身体障害者手帳の交付を受けていない者であっても、次の要件のいずれにも該当する者は、 でであるに該当するものとして取扱うことができる。

- (1) 確定申告書等を提出する時において、身体障害者手帳の交付を申請中であること又は その手帳の交付を受けるための医師の診断書を有していること。
- (2) 障害者であるかどうかの判定時の現況において、明らかにこれらの手帳に記載され、 又はその交付を受けられる程度の障害があると認められること。

留意点 常に就床を要し複雑な介護を要する者(基通2-39)

常に就床を要し複雑な介護を要する者に該当するかどうかは、障害者に該当するかどうか の判定時の現況において、連続して6月以上そのような状態にあるかどうかにより判断する。

留意点 同居特別障害者

対象となるのは、特別障害者であるため、一般障害者は対象とならない。

※ 同居を常況としていることが要件とされるが、本人又はその配偶者若しくは同一生計親 族のいずれかとの同居を常況としていれば対象となる。

(一) 留意点 控除対象扶養親族に該当しない扶養親族の障害者控除

ー 年齢16歳未満の扶養親族は、扶養控除の対象とならないが、その者が障害者に該当する場合には、障害者控除を受けることができる。

<メ モ>

42-2 寡婦(寡夫)控除

1 適用要件(法81)

居住者が寡婦又は寡夫である場合

2 控除額(法81、措法41の17)

27万円(特別寡婦は35万円)

※ 特別寡婦

■1(1)の寡婦のうち、合計所得金額が500万円以下で、かつ、扶養親族である子を有する者をいう。

3 寡婦(寡夫)の意義(法2①三十、三十一)

1 纂 婦

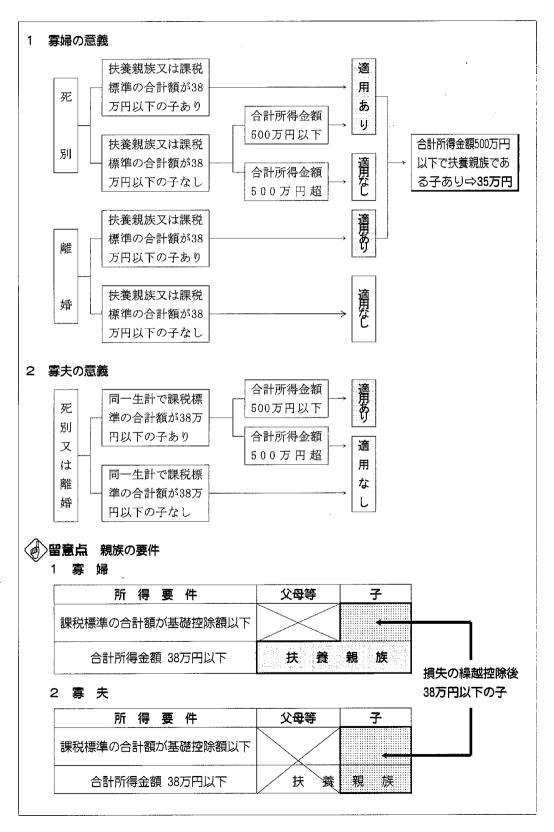
次の(1)又は(2)に掲げる者をいう。

- (1) 死別又は離婚で、扶養親族等を有する者
 - ① 夫と死別又は離婚した後、婚姻をしていない者等で
 - ② 扶養親族又は課税標準の合計額が基礎控除額以下の同一生計の子を有するもの
- (2) 死別で、所得要件を満たす者
 - ① 夫と死別した後、婚姻をしていない者等で
 - ② 合計所得金額が 500万円以下のもの

2 寡 夫

次の(1)から(3)までの全ての要件を満たす者をいう。

- (1) 妻と死別又は離婚した後、婚姻をしていない者等で
- (2) 課税標準の合計額が基礎控除額以下の同一生計の子を有し
- (3) 合計所得金額が 500万円以下のもの



42-3 勤労学生控除

1 適用要件(法82)

居住者が勤労学生の場合

2 控除額(法82)

27万円

⑤ 勤労学生の意義(法2①三十二)

- (1) 次のいずれかに該当する者で、
 - ① 学校教育法第1条に規定する学校の学生、生徒又は児童
 - ② 国、地方公共団体又は私立学校法に規定する学校法人若しくは同法の規定により設立された法人等の設置した専修学校又は各種学校の生徒
 - ③ 職業訓練法人の行う職業能力開発法に規定する認定職業訓練を受ける者
- (2) 給与所得等を有するもののうち、
 - ※ **給与所得等**とは、自己の勤労に基づいて得た事業所得、給与所得、退職所得又は 雑所得をいう。
- (3) 合計所得金額が65万円以下で、かつ、合計所得金額のうち、給与所得等以外の所得に 係る部分の金額が10万円以下のものをいう。

<メ モ>

42-4 配偶者控除

適用要件(法83)

居住者が控除対象配偶者を有する場合

2 控除額(法83)

38万円(老人控除対象配偶者は 48万円)

- 3 控除対象配偶者の意義(法2①三十三、三十三の二)
 - 1 控除対象配偶者

同一生計の配偶者のうち、合計所得金額が38万円以下であるもの

- ※ 青色事業専従者で給与の支払いを受けるもの及び事業専従者に該当するものを除く。
- 2 老人控除対象配偶者

控除対象配偶者のうち、年齢70歳以上の者をいう。

1 控除対象配偶者の意義

(1) 控除対象配偶者

所得要件の基礎となるのは、配偶者の合計所得金額であり、課税標準の合計額ではない。 なお、**青色事業専従者等に該当する者は、配偶者控除の適用はない**。

(2) 老人控除対象配偶者

70歳以上であるかどうかの判定は、原則としてその年12月31日の現況による。

※ 平成25年分については、昭和19年1月1日以前に生まれた人が該当する。

42-5 配偶者特別控除

1 適用要件(法83の2)

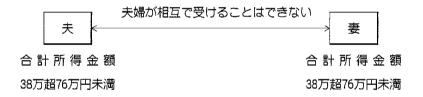
1 適用要件

居住者が、同一生計の配偶者で、合計所得金額が38万円超76万円未満であるものを 有する場合

※ 青色事業専従者で給与の支払いを受けるもの及び事業専従者に該当するものを除く。

2 適用除外

- (1) 居住者の合計所得金額が 1,000万円を超える場合
- (2) 配偶者が居住者としてこの規定の適用を受けている場合



2 控除額(簡便法)(法83の2)

×

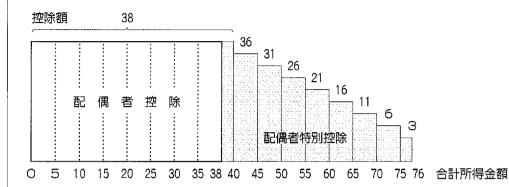
76万円 - 合計所得金額 = 控除額(最高38万円、最低3万円)

※ 合計所得金額に満たない5万円の整数倍の金額のうち最も多い金額

1 控除額

配偶者特別控除額は、配偶者の合計所得金額に応じて逓減する仕組みとなっている。

【図解】 (単位:万円)



【配偶者特別控除額の早見表】

合	計	所	得	金	額	控	除額		
38万	円超		40]	万円を	未満	38	8万円		
40万	円以	上	45	万円を	未満	36	36万円		
45万	円以	上	50万円未満			3	31万円		
50万	円以	上	55万円未満			20	26万円		
55万	55万円以上		60万円未満			2	1万円		
60万	60万円以上		65万円未満			10	16万円		
65万	65万円以上		70万円未満		11万円				
70万	円以	上	75)	万円を	未満	6	万円		
75万	円以	上	76	万円を	未満	3	万円		

一一設例 ——

- (1) 配偶者A……合計所得金額 39万円
- (2) 配偶者B……合計所得金額 58万円
- (3) 配偶者C……合計所得金額 75万円



《配偶者特別控除額》

配偶者A……38万円

配偶者B……76万円-55万円=21万円

☆5万円の整数倍

58万円

配偶者C……3万円

(?)参 考 条文上の配偶者特別控除額の求め方

- :(1) 合計所得金額が38万円超40万円未満 …… 38万円
- :(2) 合計所得金額が40万円以上75万円未満

…… 38万円- (合計所得金額-38万円)

- ※ カッコ内の金額が、『5万円の整数倍の金額から3万円を控除した金額』でな いときは、『5万円の整数倍の金額から3万円を控除した金額』で、カッコ内の 金額に満たないもののうち最も多い金額
- :(3) 合計所得金額が75万円以上76万円未満 … 3万円



配偶者D……合計所得金額 62万円



《配偶者特別控除額》

配偶者D

38万円-22万円=16万円

☆ 5万円の整数倍から3万円を控除した金額

24万円

(=62万円-38万円)

<メ モ>

42-6 扶養控除

適用要件(法84)

居住者が、控除対象扶養親族を有する場合

2 控除額 (法84、措法41の16)

控除対象扶養親族1人につき38万円(老人扶養親族は48万円、特定扶養親族は63万円、同居老親等は58万円)

- **ほ 扶養親族の意義**(法2①三十四、三十四の二、三十四の三、三十四の四、措法41の16)
 - 1 控除対象扶養親族

扶養親族のうち、年齢16歳以上の者をいう。

◆ 扶養親族

次の同一生計の親族等のうち、合計所得金額が38万円以下のものをいう。

- (1) 配偶者以外の親族
- (2) 児童福祉法の規定により里親に委託された児童(いわゆる里子)
- (3) 老人福祉法の規定により養護受託者に委託された老人(いわゆる養護受託老人) ※ 青色事業専従者で給与の支払いを受けるもの及び事業専従者に該当するものを 除く。

2 特定扶養親族

控除対象扶養親族のうち、年齢19歳以上23歳未満の者をいう。

3 老人扶養親族

控除対象扶養親族のうち、年齢70歳以上の者をいう。

4 同居老親等

- (1) 老人扶養親族のうち、居住者又はその居住者の配偶者の直系尊属で、かつ、
- (2) その居住者又はその配偶者のいずれかとの同居を常況としている者をいう。

1 控除額



同居老親等に該当すれば10万円加算 ↓ 58万円

2 扶養親族の意義

(1) 控除対象扶養親族

扶養親族のうち年齢16歳以上の者に限り、控除対象扶養親族として、扶養控除の対象と される。

したがって、扶養親族に該当しても、年齢16歳未満の者は、扶養控除の対象とならない。

(2) 扶養親族

所得要件の基礎となるのは、親族等の合計所得金額であり、課税標準の合計額ではない。 なお、**青色事業専従者等に該当する者は、扶養親族に該当しない**。

(3) 特定扶養親族

19歳以上23歳未満であるかどうかの判定は、原則としてその年12月31日の現況による。

※ 平成25年分については、平成3年1月2日以後平成7年1月1日以前に生まれた人が 該当する。

(4) 老人扶養親族

70歳以上であるかどうかの判定は、原則としてその年12月31日の現況による。

※ 平成25年分については、昭和19年1月1日以前に生まれた人が該当する。

(5) 同居老親等

直系尊属とは、血統が直線的で、自分より世代の上にある者のことをいう。 したがって、本人又は配偶者の父母、祖父母などが該当し、叔父や叔母、養護受託老人 などは該当しない。

※ 同居の常況が要件とされるが、本人又は配偶者のいずれかと同居を常況としていれば 適用がある。

● 留意点 里子及び養護受託老人と物的控除との関係

型子及び養護受託老人は扶養親族にはなるが、親族ではないため、物的控除(雑損控除~ 寄附金控除)は受けることができない。

※ 里子及び養護受託老人に係る医療費は、医療費控除の対象とならない。

,....

【扶養親族等の範囲】 里 子 - 民法上の親族-及び 養護受託老人 配偶者 6親等内の血族 3親等内の姻族 扶 養 親 族 配 (同一生計で合計所得金額38万円以下) 年齢16歳以上の扶養親族 年齢16歳未満の 偶 ⇒ 控除対象扶養親族 扶養親族 ・同一生計でないもの 者 ・合計所得金額38万円超のもの

42-7 基礎控除

operation oper

1 適用要件(法86)

所得税の納税義務者であること

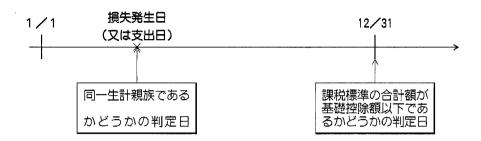
2 控除額(法86)

38万円

42-8 所得控除の判定の時期(その1)

- #損控除の対象親族の判定(基通72-4)
 - 1 同一生計親族に該当するかどうかの判定 損失発生日又は災害等関連支出の支出日の現況による。
 - 2 親族の課税標準の合計額が基礎控除額以下であるかどうかの判定 損失発生日又は災害等関連支出の支出日の属する年の12月31日の現況による。
- **区療費に係る親族が同一生計であるかどうかの判定**(基通73-1) 医療費を支出すべき事由が生じた時又は医療費を支払った時の現況による。

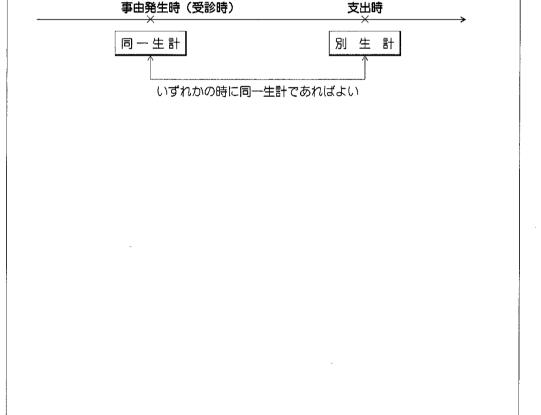
1 雑損控除の対象親族の判定



2 医療費に係る親族が同一生計であるかどうかの判定

次の①又は②のいずれかの時点で同一生計であれば適用が受けられる。

- ① 医療費を支出すべき事由が生じた時
- ② 現実に医療費を支払った時



42-9 所得控除の判定の時期(その2)

ポイント整理のなっといっていることなっていっていることなっていることなっていることなっていることなっていることなっていることなっていることなっていることなっていることなっていることがあっている。

- 1 扶養親族等の判定の時期等(法85、基通85-1)
 - 1 居住者(本人)が、障害者、寡婦(寡夫)、勤労学生に該当するかどうかの判定
 - (1) 原 則

その年12月31日の現況による

(2) 年の中途で死亡し又は出国する場合 その死亡又は出国の時の現況による。

- 2 親族等が、控除対象配偶者、扶養親族、障害者等に該当するかどうかの判定
 - (1) 原 則

その年12月31日の現況による

(2) 本人が年の中途で死亡し又は出国する場合 その死亡又は出国の時の現況による。

(3) 親族等が年の中途で死亡している場合 その死亡の時の現況による。

2 配偶者と死別後同一年に再婚した場合の特例(令220)

死亡した配偶者又は再婚した配偶者のいずれか1人に限り配偶者控除又は配偶者特別控除 の適用が認められる。

- **3 2人以上の居住者がある場合の扶養親族等の所属**(法85、令218、219)
 - 1 一の居住者の控除対象配偶者が他の居住者の扶養親族にも該当する場合 いずれかーにのみ該当するものとみなす。
 - 2 2人以上の居住者の扶養親族に該当する者がある場合 いずれか一の居住者の扶養親族にのみ該当するものとみなす。

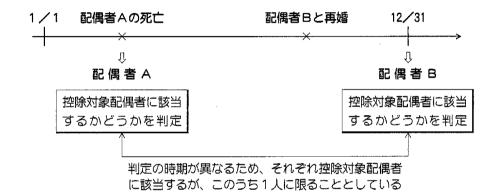
1 扶養親族等の判定時期

いわゆる人的控除の同一生計等の要件の判定は、原則としてその年12月31日現在の現況によるが、その**居住者**が年の中途で死亡又は出国する場合には、その死亡又は出国の時までの期間を基礎に所得計算を行うため、その死亡又は出国の時の現況で判定する。

また、親族等が年の中途で死亡した場合にも、その死亡の時の現況により判定する。

2 配偶者と死別後同一年中に再婚した場合

死亡した配偶者は死亡時の現況、再婚した配偶者はその年12月31日の現況により控除対象 配偶者等の判定を行うが、いずれか1人の配偶者のみ控除の対象とするものである。

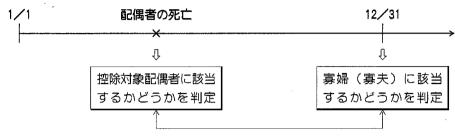


3 2人以上の居住者がある場合の扶養親族等の所属

2人以上の居住者の控除対象配偶者又は扶養親族に該当する親族がある場合には、二重控除 としないため、**申告書等に記載されたところにより、いずれか1人の居住者のみの控除対象** とする。

(事) 留意点 配偶者控除と寡婦(寡夫)控除の関係(基通81-1)

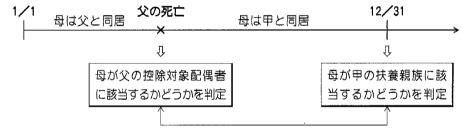
年の中途で配偶者と死別し、寡婦(寡夫)に該当する場合には、死別した配偶者について の配偶者控除と寡婦(寡夫)控除の適用が受けられる。



判定の時期が異なるため、配偶者控除と 寡婦(寡夫)控除の両方を受けられる

留意点 死亡した者の扶養親族とされた者に係る扶養控除等(基通83~84-1)

年の中途で死亡又は出国した居住者の控除対象配偶者等又は扶養親族として控除された者が、その年12月31日の現況で、他の居住者の控除対象配偶者等又は扶養親族に該当する場合には、その他の居住者の配偶者控除等又は扶養控除の対象となる。



判定の時期が異なるため、父が配偶者控除を受けていても甲は扶養控除を受けられる

一設例

居住者甲は、甲の母(無収入)と本年末現在生計を一にしている。

なお、甲の母は本年4月から甲と生計を一にしており、それ以前は、甲の父(本年4月に 死亡)と生計を一にし、死亡した父の控除対象配偶者として申告している。

分解説

甲の母は、甲の父の控除対象配偶者として配偶者控除の対象となる。 (甲の父は年の中途で死亡しているため、死亡時の現況で判定する)。 また、甲の扶養親族として扶養控除の対象となる。(その年12月31日の現況で判定する)。

トレーニング

<今回の学習内容>

第1回講義 使用ページ 問題1~14

問題編

問題1 確認問題(シートあり)

基礎

-- 10分-

次の資料に基づき、居住者甲の本年分の所得控除額を計算しなさい。

なお、甲の本年分の合計所得金額及び課税標準の合計額は、ともに7,000,000円である。

(1) 次の資産が本年6月8日に火災により全焼した。

資	産	所有者	取	得	費	被災直前時価	保険金収入
居住月	用家屋	甲	8	3, 250, (000円	9, 600, 000円	6, 980, 000円
家	財	妻		600, ()00円	400,000円	300,000円
衣	服	長 男		250,0	000円	160,000円	— 円

- (注)居住用家屋に係る後片づけ費用として180,000円を本年中に支出した。
- (2) 居住者甲が本年中に支払った医療費の額は次のとおりである。
 - ① 妻 の 医 療 費 260,000円(このうち120,000円は保険金により補てんされた。)
 - ② 甲の人間ドックの費用 200,000円 (検査の結果、異常は発見されなかった。)
 - ③ 里子に係る医療費 50,000円
- (3) 上記の他、本年中の支出は次のとおりである。

1	国民年金保険料(甲と妻に対するもの)	280,000円
2	国民健康保険料 (甲と妻に対するもの)	360,000円
3	小規模企業共済契約の掛金(甲に対するもの)	135,000円
4	本年契約した一般の生命保険料(受取人:長女 別生計)	60,000円
(5)	地震保険料 (居住用家屋を保険目的とするもの)	15,000円
6	長男の大学入学に関する寄附金	80,000円

(4) 本年12月31日現在、甲と同居し、かつ、生計を一にする親族等は次のとおりである。

続柄	年 令	備	
妻	52才	保有期間7年の骨とう品の譲渡益710,000円がある。	
長 男	19才	給与所得の金額1,500,000円、一般障害者に該当する。	
次 男	14才	無収入。身体障害者手帳に2級と記載されている。	
甲の母	75才	無収入。	
里 子	16才	無収入。	
養護受託老人	72才	無収入。	

問題 2 雑損控除

基礎

次の資料に基づき、居住者甲の雑損控除額を計算しなさい。

(1) 本年5月25日、火災により次に掲げる資産が焼失した。

資産の内容	取得価額	被災直前の取得費	被災直前の時価	備考
居住用家屋	4,800,000円	2, 197, 800円	3,000,000円	甲所有
家財道具一式	1, 100, 000円	316, 500円	200,000円	甲所有
現金紙幣	400,000円	400,000円	400,000円	妻所有「同一生計」
				所得なし

(付記事項)

- ① 居住用家屋の被災直後の時価は1,000,000円である。なお、この損失に対して保険金1,500,000円を取得した。また、廃材価額は23,000円であった。
- ② 居住用家屋の焼あとの整理に要した支出額は250,000円である。
- ③ 火災直後直ちに家屋の再建に着手し、本年11月27日に竣工したが、建築費の総額は 12,000,000円である。なお、原状回復のための支出額とその他の部分の額とに区分することは困難である。
- ④ 現金紙幣は完全に焼失したので新たに交付を求めることはできないが、焼失した事実については証明できうるものとする。
- (2) 甲の本年分の課税標準の合計額は18,000,000円である。

問題3 雑損控除・医療費控除

基礎

-- 1 8 分 --

次の資料に基づき、甲の雑損控除及び医療費控除の額を計算しなさい。

- 1. 居住者甲が、自己及び自己と生計を一にする親族のために本年中に支出した医療費の額は、次に掲げるとおりである。
- (1) 甲に対する医療費

① 歯科医師に対する治療費等

800,000円

② 人間ドックの費用(検査の結果、特に異常は認められなかった。)

150,000円

③ 薬局で購入した体力増進剤の費用

50,000円

- (2) 甲の母に対する医療費 (通常必要と認められるもの)
 - ① 某大学病院に緊急入院した際のタクシー代

4,000円

② 医療費及び入院費

350,000円

このうち 50,000円は、母の希望により個室に入院したことによる差額ベッド代である。

③ 入院中の食費

30,000円

④ 療養上の世話を受けるための特に依頼した者に支払った療養上の費用

80,000円

⑤ インフルエンザの予防接種費用

3,000円

(3) 甲の次女に対する医療費(本年4月に支出)

120,000円

なお、次女は本年5月に他家に嫁ぎ、甲と生計を一にしていない。

- (4) 甲の三女に対する医療費
 - ① 美容整形のための費用

210,000円

② ダイエット食品の購入費用

75,000円

- 2. 甲は、本年中に次の損害を受けている。
 - (1) 本年2月のエジプト旅行中に現地で盗難に逢い 160,000円の現金を奪われている。
 - (2) 本年8月に家財の盗難に遭いA (時価 50,000円)、B (時価 70,000円)、C (時価 120,000円)の3つの家財が奪われている。

なお、上記家財のうちCについては、本年12月に発見されたが著しく毀損しており、発見時の時価は10,000円と見込まれる。

- 3. 大雪により、住宅の屋根に雪が積もったため、本年12月に雪下ろしを行い、その費用40,000 円を同月に支出している。
- 4. 甲の本年分の課税標準の合計額は 9,800,000円である。

保険料控除 問題4



[設問1]

次の資料に基づき、居住者甲の本年分の所得控除額を最も有利になるように求めなさい。 甲が本年中に支払った保険料等は、次のとおりである。

(1) 国民健康保険料

430,000円

上記金額には翌年1月から3月までの保険料が45,000円含まれている。

(2) 国民年金保険料

94,000円

(3) 介護保険料

24.000円

なお、上記の他、生計を一にする母が受けた年金から特別徴収されたもの 30,000円がある。

(4) 小規模企業共済契約に係る掛金

75,000円

(5) 個人型確定拠出年金に係る掛金

136,000円

[設問2]

次の資料に基づき、居住者乙の本年分の生命保険料控除額を計算しなさい。 乙が本年中に支払った保険料は、次のとおりである。

(1) A生命保険契約の保険料(平成10年契約) 78,000円 これは別生計の長女を受取人とするものであり、個人年金保険契約に係るものではない。 なお、この他振替貸付に係るものが4,000円ある。

(2) B介護医療保険契約の保険料 (平成24年契約)

84,000円

(3) C個人年金保険契約の保険料 (平成24年契約) 103,000円

なお、剰余金の分配8,000円がある。

[設問3]

次の資料に基づき、居住者丙(給与所得者)の所得控除額を求めなさい。 丙が本年中に支払った保険料等は、次のとおりである。

(1) A生命保険料

171,000円 (前納割引後の金額)

これは妻を受取人とする生命保険契約を本年11月に月払い契約で締結したものであり、丙が 向こう1年分を支払ったものである。

なお、新一般生命保険料に該当する。

(2) 確定給付企業年金契約に係る掛金(自己負担分) 23,000円 新一般生命保険料に該当する。

(3) B生命保険料

30,000円

旧一般生命保険料に該当する。

[設問4]

次の資料に基づき、居住者丁(給与所得者)の所得控除額を求めなさい。

1. 丁が本年中に支払った保険料は、次のとおりである。(いずれも本年契約したもの)

(1) 生命保険料

108,000円

これは、丁を受取人とする個人年金保険契約に係るものであり、このうち 22,000円は入院特約に係るものである。

(2) 地震保険料

16,000円

丁の居宅を保険目的とするものである。

2. 上記のほか、丁を被保険者とする養老保険の生命保険料 70,000円については、丁の勤務先であるD社が負担している。

これは、死亡保険金の受取人を丁の妻、満期保険金の受取人を丁とするものであり、D社が 負担した金額は丁の本年分の給与所得の収入金額に計上されている。

[設問5]

次の資料に基づき、居住者戊(給与所得者)の所得控除額を求めなさい。 戊が本年中に払った保険料は次のとおりである。

(I) A生命保険料(平成23年契約)

110,000円 (一般分)

(2) B生命保険料(平成24年契約)

60,000円 (一般分)

(3) C生命保険料(平成24年契約)

81,000円 (介護医療分)

問題 5 寄附金控除

基礎

- 1 3 分 -

居住者甲の次の資料に基づき、甲の寄附金控除額を計算しなさい。 なお、甲の本年分の課税標準の合計額は10,400,000円である。

1. 甲は、本年中に次の寄附をしている。

なお、税額控除との選択ができるものについて、税額控除は適用しない。

寄	附	金	金 額	支担	ム年	そ	Ø	他
日本等	生支援	機構	150,000円	컢	年			
同	窓	会	30,000円	本	年	甲の出身校の同	司窓会に対する	ものである。
某和	なな	大 学	300,000円	本	年	長男の入学に関	周し寄附したも の	のである。
町内会	会への寄	附金	40,000円	本	年	町内の運動会の	費用として寄	附したものであ
						る。		
某	政	党	200,000円	本	年	政治資金規正法	生の規定による	もので選挙管理
						委員会に報告が	いされたもので	ある。
某		市	絵画1点	本	年	贈与時における	5価額 8,000,00	00円
						取得価額	3, 750, 00	00円

2. 甲は、本年5月に特定新規中小会社の株式を300,000円で払込みにより取得している。 この株式は年末現在保有しており、甲は、この株式について寄附金控除の適用を考えている。 <メ モ>

所得控除のまとめ問題① (シートあり)



一∞10分-

次の資料に基づき、居住者甲の平成25年分の所得控除額を計算しなさい。 なお、甲の合計所得金額及び課税標準の合計額は、ともに127,026,287円である。

- 1. 甲が平成25年中に支払った医療費及び保険料は次のとおりである。
 - (1) 医療費……700,000円 この700,000円の内訳は次のとおりである。
 - ① 妻が心臓疾患の治療を受けたために病院に支払った入院費 400,000円 なお、このうち50,000円は知人からの見舞金で支払った。
 - ② 伯父が骨折の治療を受けたために柔道整復師に支払った施術費 60,000円
 - ③ 妻の退院の際に支払った医師、看護師に対する謝礼金 100,000円
 - ④ 長女が虫歯の治療を受けたために歯科医に支払った治療費 140,000円
 - (2) 国民健康保険料 380,000円及び妻の国民年金保険料96,300円
 - (3) 生命保険契約 (養老保険で保険金受取人が長男となっている。)の保険料200,000円及び個人年金保険契約 (年金受取人が妻となっているもので、個人年金保険契約の適格要件を充足している。)の保険料35,000円 (いずれも平成23年以前に契約したもの)
- 2. 甲は年令68歳であるが、甲と同居し生計を一にする親族及びその所得の状況等は次のとおりである。
 - (1) 妻 60歳 無職であるが平成25年中に次の収入を得ている。なお、平成25年5月にダイヤモンドの指輪を盗まれ、その損失4,000,000円(警察署に提出した盗難届に記載した時価額)が生じている。
 - ① 割引国債の償還差益…… 164,000円 (源泉徴収の所得税額36,000円を控除した後の手取額である。)
 - ② T食品会社の広告宣伝のための懸賞に当選して贈られた家具…… 1,000,000円 (現金正価)
 - (2) 長男 30歳 会社員で平成25年中の給与所得は5,800,000円
 - (3) 次男 26歳 大学院生。平成25年中のアルバイトによる給与収入は900,000円
 - (4) 長女 23歳 会社員で平成25年中の給与所得は2,300,000円
 - (5) 母 85歳 平成25年中に厚生年金法に基づいて支給を受けた年金収入は1,300,000円
- 3. 復興特別所得税については考慮しないものとする。

〔参考資料〕

1. 給与所得控除額の速算表

収 入 金 額	給 与 所 得 控 除 額
180万円以下	収入金額×40%(最低65万円)
180万円超 ~ 360万円以下	(収入金額- 180万円) ×30%+ 72万円
360万円超 ~ 660万円以下	(収入金額- 360万円)×20%+ 126万円
660万円超 ~ 1,000万円以下	(収入金額- 660万円) ×10%+ 186万円
1,000万円超 ~ 1,500万円以下	(収入金額- 1,000万円) × 5 %+ 220万円
1,500万円超	245万円

2. 公的年金等控除額の速算表

65歳以上の場合	65歳未満の場合		
公的年金等の収入金額	公的年金等の収入金額		
(1) 330万円以下	(1) 130万円以下		
120万円	70万円		
(2) 330万円超~410万円以下	(2) 130万円超~410万円以下		
50万円+(収入金額-50万円)×25%	50万円+(収入金額-50万円)×25%		
:	:		

(平成元年度税理士試験出題)

所得控除のまとめ問題②



次の資料に基づき、居住者甲の本年分の所得控除額を計算しなさい。

- 1. 甲は、本年中、中小企業倒産防止共済契約に係る掛金として840,000円を支払っている。
- 2. 甲は、本年中、甲が契約者(保険料負担者)となっている次の生命保険(共済)の保険料 (掛金)を支払っている。なお、いずれも平成23年以前に契約したものであり、個人年金保険 契約等に係る保険料(掛金)に該当するものはない。

種 類	支 払 額	配 当 金	保険金受取人	契約期間
P生命保険	360, 000円	53,000円	甲	終身
Q生命保険	280, 000円	19,000円	甲の妻	30年
R簡易保険	60, 000円	_	長男乙の長男	15年
S簡易保険	60,000円		長男乙の二男	15年
T簡易保険	60,000円	<u> </u>	長男乙の長女	15年
U生命保険	9, 800円		甲	30年
計	829, 800円	72,000円		_

- (注) 1. 各保険(共済)契約とも、被保険者は保険金受取人と同一となっている。
 - 2. 配当金のうちP生命保険契約に係る53,000円は、いわゆる積立配当金として保険会社に積立ててあり、直接甲には支払われてはいないが、いつでも支払を受けることができるものである。
 - 3. U生命保険契約は本年5月に満期となり、満期保険金1,000,000円は積立配当金1,324,000円とともにいつでも支払いを受けることができるが、当面は支払いを受けず、いずれもU生命保険会社に最長10年間の予定で据え置くこととした。なお、同生命保険契約について払い込んだ保険料の額は、上表の9,800円を含めて864,000円である。
- 3. 甲は、本年4月15日、郷里のV町に現金を100,000円寄附しているが、これは同町が建設を 予定しているレジャー施設建設資金の一部としてなされたものである。なお、同レジャー施設 建設予定地に甲が所有していた林地が含まれていたことから、同町から同林地の買取りの申込 みがあったが、甲は、その林地を同町に寄附した。林地を寄附したのは現金の寄附日と同日の 本年4月15日であるが、同日現在の林地の価額は1,200,000円であった。
 - (注) 林地は昭和57年5月に甲の父から相続により取得したもので、林地の相続税の課税価格の計算上の評価額は300,000円であった。

なお、甲の父が林地をいつ、いくらで取得したかは不明である。

- 4. 上記以外の本年分の所得控除額は2,500,000円である。
- 5. 甲の本年分の課税標準の合計額は34,117,435円である。

(平成9年度税理士試験出題)

問題8 寡婦(夫)控除

基礎

- ◎3分-

次に掲げる場合において、それぞれ寡婦又は寡夫に該当するかどうかを明らかにし、該当する 場合には寡婦(夫)控除額もあわせて求めなさい。

- (1) 甲 (35歳、夫と離婚した後婚姻をしていない。)の本年分の合計所得金額は400万円である。 なお、甲は生計を一にする子(小学5年生で無収入)を有している。
- (2) 乙(40歳、妻と死別した後婚姻をしていない。)の本年分の合計所得金額は700万円である。 なお、乙は生計を一にする子(中学1年生で無収入)を有している。
- (3) 丙(38歳、夫と死別した後婚姻をしていない。)の本年分の合計所得金額は580万円である。 なお、丙には子がいないが、年齢70歳の母(無収入)を扶養している。

問題 9 配偶者控除·配偶者特別控除

基礎

一∰10分一

次のそれぞれの資料に基づき、本年分の居住者甲の配偶者控除額(一般の場合)及び配偶者特別控除額を求めなさい。なお、甲の合計所得金額は7,000,000円である。

	備考
配偶者A	無職であり、無収入。
配偶者B	青色事業専従者で、これに係る専従者給与1,030,000円を受けている。
配偶者C	給与所得の金額200,000円がある。
配偶者D	不動産所得の金額30,000円及び給与所得の金額150,000円がある。
配偶者E	雑所得の金額450,000円がある。
配偶者F	配当所得の金額80,000円及び雑所得の金額500,000円がある。
配偶者G	給与所得の金額760,000円がある。

問題10 | 所得控除のまとめ問題③(シートあり)



次の資料に基づき、居住者甲(年令60歳)の平成25年分の所得控除額を計算しなさい。 なお、甲の合計所得金額及び課税標準の合計額は、ともに30,126,000円である。

- 1. 甲が平成25年中に支払った医療費、保険料、寄附金などは次のとおりである。
 - (1) 医療費 800,000円 この内訳は次のとおりである。
 - ① 甲の人間ドックの費用50,000円及びこの人間ドックで胃の潰瘍が発見され、直ちに手術・治療を受けたことによる入院治療費用400,000円なお、甲は、この入院について生命保険会社から入院給付金150,000円の給付を受け、親戚、知人などから50,000円の見舞金をもらっている。
 - ② 長男が肝炎で入院、治療した際の入院治療費用350,000円 なお、長男は、健康保険組合から高額治療費として50,000円及び生命保険会社から入院 給付金110,000円の給付を受けている。
- (2) 国民健康保険料310,000円及び妻の国民年金保険料85,200円
- (3) 生命保険(養老保険)の差引払込保険料 135,000円 この内訳は次のとおりであり、個人年金保険契約等に係る保険料はない。

	種	類	保険金受取人	被保険者	契約保険料	配 当 金	差引払込保 険 料
H	Δ生	命保険	妻	甲	100,000円	48, 000円	52,000円
				'	, , ,		
	B 生	命保険	甲	妻	40,000円	13,000円	27,000円
	C 生	命保険	妻及び妻の妹	義 母	40,000円	0円	40,000円
	D 生	命保険	長 男	甲	26,000円	10,000円	16,000円

- ※ いずれも平成23年以前に契約したものである。
- (4) 寄附金 235,000円

これは社会福祉法人に対するもので、当該法人の主たる目的である業務に関連する寄附金であり、税額控除は適用しない。

- 2. 甲と同居し生計を一にする親族及びその所得の状況等は次のとおりである。
 - (1) 妻 48歳 甲から専従者給与900,000円の支給を受けている。
 - (2) 長男 26歳 会社員で、平成25年中に給与収入4,600,000円を得ている。
 - (3) 長女 21歳 大学生で、平成25年中に会社の臨時職員のアルバイトで給与収入 800,000円 を得ている。
 - (4) 二男 18歳 高校生(無所得)であったが、平成25年2月20日に交通事故により死亡した。
 - (5) 義母(妻の母)71歳 遺族恩給1,700,000円を得ている。

[参考資料]

給与所得控除額の速算表

収入金額	給 与 所 得 控 除 額
180万円以下	収入金額×40%(最低65万円)
180万円超 ~ 360万円以下	(収入金額- 180万円) ×30%+ 72万円
360万円超 ~ 660万円以下	(収入金額- 360万円) ×20%+ 126万円
660万円超 ~ 1,000万円以下	(収入金額- 660万円) ×10%+ 186万円
1,000万円超 ~ 1,500万円以下	(収入金額- 1,000万円) × 5 % + 220万円
1,500万円超	245万円

(昭和62年度税理士試験出題)

所得控除のまとめ問題(4)(シートあり)



一⊗10分一

次の資料に基づき、居住者甲の本年分の所得控除額を計算しなさい。 なお、甲の本年分の合計所得金額及び課税標準の合計額は23,258,250円である。

【資料 []

甲は、本年中に医療に関する支出として、次の支出をしている (いずれもそれぞれの病状に 応じて通常必要であると認められるものである。)。

(1) 母の入院費用 180,000円

なお、母は甲の社会保険の被保険者であり、平成26年1月25日にこの入院費用に係る高額 療養費として90,000円が甲に給付されている。

- (2) 甲が本年8月にヨーロッパを旅行した際に、腹痛を起こしたため、現地の病院に2日間入院した。この費用として当該病院に支払った金額は、その支払った時の邦貨に換算すると120,000円である。
- (3) 妻が風邪を引いたため、薬局から風邪薬を購入した費用 1,500円
- (4) 長女が2年前に虫歯の治療を受けた際に、歯科医から長女の歯は不正咬合のため矯正する 必要がある旨の診断を受けたことから、歯列矯正に通わせており、本年中にその対価として 350,000円を支払っている。

【資料II】

本年12月31日現在、甲と生計を一にし、かつ、同居している親族及び当該親族の本年中の所得の状況等は、次のとおりである。

(1) 妻(50歳)

妻の父が本年10月2日に死亡し、相続人は妻と同人の兄の二人のみであるが相続財産の分割協議がされていない。このため、父が所有していた貸家の家賃収入等は兄が管理しており、本年10月3日から同年12月31日までの間のこの貸家の収支の状況は、次のとおりである。

- ① 収入金額 1,220,000円
- ② 必要経費 400,000円

なお、妻は本年分の当該貸家に係る不動産所得については、青色申告の承認申請は行って いない。

(2) 長男 (22歳)

某大学の学生であり、アルバイトによる給与収入が900,000円ある。

(3) 長女(15歳)

某高校に在学中であり、所得はない。

(4) 甲の母 (83歳)

甲の母は病弱であり、3年ほど前から入退院を繰り返していたが、本年5月頃から衰弱が 著しくなり、自宅で寝たきりの状態となったため、妻が中心になって介護をしている状況に ある。

〔参考資料〕

給与所得控除額の速算表

収入金額	給 与 所 得 控 除 額
180万円以下	収入金額×40%(最低65万円)
180万円超 ~ 360万円以下	(収入金額- 180万円) ×30%+ 72万円
360万円超 ~ 660万円以下	(収入金額- 360万円) ×20%+ 126万円
660万円超 ~ 1,000万円以下	(収入金額- 660万円) ×10%+ 186万円
1,000万円超 ~ 1,500万円以下	(収入金額- 1,000万円) × 5 %+ 220万円
1,500万円超	245万円

(平成16年税理士試験出題一部抜粋)

問題12 | 所得控除のまとめ問題(5)(シートあり)



次の資料により、居住者Hの本年分の所得控除額を計算しなさい。

なお、Hの本年分の課税標準の合計額及び合計所得金額は 18,008,000円である。

1. Hは、本年4月17日に、原因不明の出火によりその有する居住用家屋が一部焼失し、次の被害を受けた。

被災資産の種類	所有者	被災直前の時価	被災直後の時価	取得した保険金額
居住用家屋	Н	18, 500, 000円	12,500,000円	5,000,000円
家財道具一式	Н	500,000円	·	

(注) Hは居住用家屋の原状回復のための修繕に 6,600,000円を要し、本年6月21日に支出している。

また、近隣の類焼者への迷惑料として本年5月14日に総額 1,000,000円を支出している。

2. 本年中に死亡したHの父(昭和18年10月10日生まれ)の所得の状況等

本年6月18日に死亡し、本年中に所得はない。死亡時までHと生計を一にしていたが、病気により1年以上前から病院に入院していた。なお、Hは、父の遺産の銀行預金から父の生前の入院治療費の未払い分400,000円を支出している。

- 3. H及び本年12月31日現在、Hと生計を一にしている親族の所得の状況等
 - (1) H (昭和43年8月21日生まれ) 2年前に夫と離婚している。
 - (2) Hの長男(平成3年5月4日生まれ) 1年前からイギリスに留学しており、イギリスでアルバイトをして本年中に給与収入 1,100,000円を得ている。
- (3) Hの長女(平成10年2月11日生まれ) 本年中に所得はない。
- 4. その他の所得控除額は 1,498,000円である。

問題13 │ 総合問題 (シートあり)



次の資料に基づき、居住者甲の本年分の申告納税額を計算しなさい。 なお、復興特別所得税については考慮しない。

[資料1]

甲は、物品販売業を営んでおり、これに係る損益計算書は次のとおりである。

	損 益 昂	十二 第一 晋	
	自本年1月1日	至本年12月31日	(単位:円)
年初棚卸高	11, 260, 000	売 上 高	82, 600, 000
仕 入 高	64, 000, 000	年末棚卸高	12, 926, 000
営 業 費	14, 569, 875	雑 収 入	5, 170, 000
当年利益金	20, 070, 875	駐車場収入	9, 204, 750
	109, 900, 750		109, 900, 750
	·	='	

- (1) 甲は、本年分の所得税から青色申告書提出の承認を受けており、所得の金額に係る一切の内容を詳細に記録している。
- (2) 甲は、棚卸資産の評価方法について移動平均法に基づく原価法を採用していたが、本年から 先入先出法に基づく原価法に変更することとし、本年10月16日に納税地の所轄税務署長に変更 申請書を提出した。この申請に対し、本年末現在承認又は却下の処分はなかった。
- (3) 売上高には友人に対する売上高 150,000円が含まれている。 この商品の通常の販売価額は 300,000円、仕入価額は 221,000円である。
- (4) 本年における甲の棚卸資産の家事消費高は通常の販売価額で 150,000円、仕入価額で 112,000円であり、これについては未処理となっている。
- (5) 雑収入の内訳は次のとおりである。

1	取引先A商店への貸付金の利子	120,000円
2	従業員への貸付金の利子	40,000円
3	従業員宿舎の使用料収入	360,000円
(4)	国康補助金収入	4 650 000⊞

(6) 駐車場収入の内訳は有料駐車場収入 8,000,000円、有料自転車置場収入 1,204,750円である。 甲は、所有する土地のうち800㎡を有料駐車場に、300㎡を有料自転車置場に利用している。 駐車場は管理人を置き保管管理の責任を負っており、自転車置場は場所を提供するだけで保 管の責任は負わない。なお、甲はこの業務を事業と称する規模で行っている。 (7) 年末実地棚卸による棚卸高は次のとおりである。

種類	移動平均法	先入先出法
A商品	3, 412, 000円	3, 528, 000円
B商品	4,870,000円	5, 167, 000円
C商品	4, 107, 000円	4, 231, 000円
計	12, 389, 000円	12, 926, 000円

- (注) 1. A商品のうちには、破損商品が含まれている。移動平均法では 420,000円、先入先出 法では 455,000円の評価額であるが、年末における処分可能価額によると 230,000円で ある。
 - 2. B商品のなかには、棚ざらし品及び型くずれ品が含まれている。移動平均法では 150,000円、先入先出法では 170,000円の評価額であるが、年末における処分可能価額 によると 60,000円である。
- (8) 減価償却資産の内訳は次のとおりであり、償却費は未計上である。

また、本年中に取得した資産は、取得後直ちに事業の用に供している。

Γ	種	類	取得価額	年初未償却残額	耐用年数	償	却率	備考
	店	舗	12,000,000円	8, 628, 000円	20年	0.050	旧定額法	
	従業員	宿舎	4,000,000円	1,726,000円	22年	0.046	旧定額法	
:	幾	械	5, 550, 000円		4年	0. 250	定額法	(注)
	備	멾	3, 160, 500円	_	10年	0.200	定率法	本年10月取得
	車	両	1,875,000円	_	5年	0.400	定率法	本年2月取得

(注)機械(新品)は本年5月に国庫補助金をもって取得した目的適合資産であり、国庫補助金は年末までに返還不要が確定している。

なお、甲は中小企業者に該当する。

(9) 営業費には次のものが含まれている。なお、その他は適正に計上されている。

① 従業員宿舎に係る償却費以外の経費

115,000円

② 有料駐車場に係る経費

3,587,000円

③ 有料自転車置場に係る経費

142,000円

④ 商店街の共同アーケード建設負担金

600,000円

この負担金は6月に支出したものであるが、アーケード(耐用年数15年)の建設に着手したのは7月である。

(10) 引当金の繰入及び戻入は考慮しないものとする。

[資料2]

甲は本年中に私募証券投資信託の収益の分配 142,250円 (20%税引前の金額) を取得している。 なお、この私募証券投資信託は、外貨建等証券投資信託には該当しないものである。

[資料3]

甲の本年中における譲渡の状況は次のとおりである。

なお、譲渡対価と譲渡時の時価は同額である。

ā	赛 渡	資	産	取得日	譲渡対価	取 得 費	譲渡費用
土			地	平14. 2. 1	22, 000, 000円	3,400,000円	220,000円
建			物	平22. 4.25	12,000,000円	(注1)	120,000円
競	走	馬((注2)	平21.10.5	4,500,000円	5, 200, 000円	. —
宝			石	平15. 12. 24	600,000円	800,000円	_

(注1) この建物は、甲が保養のために所有していたものを本年12月に譲渡したものである。

① 建物の取得価額

12,000,000円

② 建物と同種減価償却資産の耐用年数

24年

③ 旧定額法の償却率

24年(0.042)

36年 (0,028)

(注2) 趣味として保有していた競走馬(1頭)を本年5月に譲渡したもので、この競走馬の賞 金獲得収入は 3,500,000円 (源泉徴収税額220,000円控除前) である。なお、この競走馬 に係る本年分の必要経費は 2,740,000円である。

[資料4]

- (1) 前年に生じた純損失の金額 2,000,000円(総所得金額の計算上生じたものであり、このう ち被災事業用資産に係るものが 1,500,000円ある。)
- (2) 前年に生じた雑損失の金額 150,000円

[資料5]

本年4月12日に火災が発生して次の資産が焼失した。

被災資産の内容	取 得 価 額	被災直前の取得費	被災直前の時価	備考
居住用家屋	6,800,000円	3,812,500円	6,000,000円	甲所有
家財道具一式	1,500,000円	450,000円	400,000円	甲所有(全焼)
家財	300,000円	300,000円	300,000円	妻所有(全焼)
計	8,600,000円	4, 562, 500円	6,700,000円	

(注) 1. 居住用家屋の損失に対して取得した保険金

1,500,000円

2. 居住用家屋の廃材価額

120,000円

3. 被災直後の居住用家屋の時価

4,000,000円

[資料6]

甲は本年中に家計費から次のものを支出している。

1. 生命保険料 66,000円

平成24年に契約した介護医療保険料である。

2. 国民健康保険料 535,000円

3. 住宅の地震保険料 62,000円

4. 店舗を対象とする損害保険契約に係る保険料(掛捨て) 18,000円

5. 病院に支払った治療費等の費用

(1) 長女に係るもの

① 病気に係る治療費 290,000円

② 顔の美容整形手術の費用 250,000円

(2) 甲に係るもの

① 人間ドックの費用(疾病は発見されなかった。)80,000円

② 風邪をこじらせての入院費用 130,000円

[資料7]

甲及び甲と同一生計(全員同居している。)の親族は次のとおりである。

1. 甲 (66才) 本人

2. 甲の妻 (62才) 配当所得の金額 300,000円

3. 甲の姉 (68才) 無収入、常に就床を要し、複雑な介護を要する者に該当する。

4. 甲の長女(31才)本年中の所得状況

不動産所得の金額 △ 150,000円

一時所得の金額 650,000円

5. 甲の長男 (30才) 給与所得の金額 1,000,000円

<参考資料>

所得税の速算表

課 税 総 所 得 金 額 等	税 率	控除額
1, 950, 000円以下	5 %	-Н
1,950,000円超 ~ 3,300,000円以下	10%	97, 500円
3,300,000円超 ~ 6,950,000円以下	20%	427, 500円
6,950,000円超 ~ 9,000,000円以下	23%	636,000円
9,000,000円超 ~18,000,000円以下	33%	1,536,000円
18, 000, 000円超	40%	2,796,000円

<メ モ>

問題14 次回確認問題

基礎 − 1015分−

次の資料に基づき、居住者甲(白色申告者)の本年分の事業所得の金額を、甲に最も有利となるように計算しなさい。

損	益	計	算	書	
	,				

			自本年1月1日	至本年12月31日	(単位:円)
売	上 原	価	7, 000, 000	当年売上高	10, 000, 000
営	業	費	3,000,000	雑 収 入	1,800,000
当	年 利	益	1,800,000		
			11, 800, 000		11, 800, 000

(付記事項)

- 1. 当年売上高の中には、次の金額が含まれている。
 - (1) 友人に対する売上高 150,000円 これは、通常の販売価額 320,000円の商品を販売したもので、この商品の仕入価額は 270,000円である。
 - (2) 親戚に対する贈与高 110,000円 これは、商品の仕入価額を計上したもので、この商品の通常の販売価額は 170,000円であ る。
 - (3) 月賦販売高 3,500,000円

これは、本年から始めた月賦販売に係るもので、延払基準(未実現利益整理法)により、経理するものとする。

なお、上記の金額のうち、本年中に支払期日が到来するものは 1,200,000円、翌年以降に 支払期日が到来するものは 2,300,000円(本年における現金回収はない。)である。

- 2. 雑収入の中には、次の金額が含まれている。
 - (1) ダンボールの売却収入 3,500円
 - (2) 従業員宿舎の使用料 250,000円 これは、従業員から支払を受けたものである。
 - (3) 広告看板の設置使用料 350,000円 店舗内に掲示してあるもので、仕入れ先の商品の広告をしているものである。
- (4) 国庫補助金収入 600,000円 機械装置取得のために、国から補助を受けたものであり、本年末において返還不要が確定している。

- (5) 固定資産税の前納報奨金 2,200円 これは、事業用資産の固定資産税を期日前に納付したことによるものである。
- (6) 資産の譲渡収入 43,000円 これは、前年に80,000円で購入した備品の譲渡対価である。 この備品は、甲の事業の遂行上基本的に重要な資産に該当する。
- 3. 売上原価の中には、上記1(3)の販売に係るものが2,100,000円含まれている。
- 4. 営業費の中には、次のものが含まれている。
 - (1) 上記 1(3)の販売に係る手数料 105,000円
 - (2) 上記 2(5)に係る固定資産税 720,000円
 - (3) 機械装置の減価償却費 100,000円 これは、本年9月に取得し、事業の用に供した取得価額 3,000,000円の機械装置(上記2 (4)に係るもの)の償却費であり、耐用年数10年(償却率0.100)、定額法で計算した金額である。
- 5. 本年末における事業上の債権の額(適正額)は1,300,000円である。

			1

解答編

Ⅲ 所得控除

-	簡		要	Ę	金	額	計 算 過 程 (単位:円)
雑	損	;	控	除	2, 200	, 000	(1) 損失額
							(判定)妻 (710,000-500,000)× 1 =105,000 105,000≤380,000 ∴適用あり
							長男 1,500,000>380,000 ∴適用なし
							(9,600,000-6,980,000) + (400,000-300,000)
							+180,000=2,900,000
							(2) 足切限度額
							\bigcirc 7,000,000×10%=700,000
							\bigcirc 2, 900, 000 - (180, 000 - 50, 000) = 2, 770, 000
							③ ①<② ∴700,000
							(3) (1)—(2)=2, 200, 000
医	療	費	控	除	40	, 000	(260,000-120,000)-100,000 (注) =40,000
							(注) 7,000,000×5%>100,000 ∴ 100,000
社	会保	険	料控	除	640	, 000	280,000+360,000=640,000
小掛	規 模 ɗ 金		共 済 控	· 等 除	135	5,000	
生	命保	険	料 控	除	35	, 000	$30,000+(60,000-40,000) \times \frac{1}{4} = 35,000$
地	震 保	険:	料 控	除	15	, 000	15,000≤50,000 ∴15,000
寄	附	金	控	除		0	入学に関する寄附金は特定寄附金に該当しない
障	害	者	控	除	750	, 000	長男 扶養親族でない ∴ 非該当
							次男 0≦380,000 ∴ 同居特障
配	偶	者	控	除	380	,000	105,000≦380,000 ∴ 該当
配	偶者	特	別控	除		0	適用なし
扶	養	;	控	除	1,440	,000	長男 1,500,000>380,000 ∴ 非該当
							次男 年齢16歳未満 : 非該当
							母 0≦380,000 ∴ 同老 (580,000)
							里子 0≦380,000 ∴ 一般 (380,000)
							養護受託老人 0≦380,000 ∴ 老人 (480,000)
基	礎	•	控	除	380	, 000	
	合		青	+	6,015	, 000	

【解答への道】

- 1. 妻は、課税標準の合計額が38万円以下であるため、妻が所有する家財の損失も、甲の雑損控除の対象とすることができる。
- 2. 里子の医療費は、同一生計親族に係るものではないため、医療費控除の対象とならない。
- 3. 長男は、合計所得金額が38万円超であり、扶養親族ではないため障害者控除の適用はない。
- 4. 次男は、16歳未満であり、控除対象扶養親族ではないため扶養控除の適用はない。 しかし、合計所得金額が38万円以下であり、扶養親族には該当するため、障害者控除の適用 (同居特別障害者として75万円) は受けられることに留意する。
- 5. 里子は、16歳のため一般の扶養親族に該当する。
- 6.養護受託老人は、甲の直系尊属ではないため同居老親等に該当せず、老人扶養親族となる。

Ⅲ 所得控除

摘		:	要	金	額		計	算	過	程	(単位:円)
雑	損	控	除	1,800	0,000	(1)	損失額				
						(3	妻の判定)				
							0 ≦380,00	. 00	. 適用	月あり	
							(3, 000, 000	0-1,00			— 1,500,000)
						-	+200,000	+400,0		※ 850, 000∶	=2,927,000
						,	※ 災害関	連支出			
							12, 000, 0	000×30	% — (3,	, 000, 000	0-1,000,000)
							=1,600,	000			
							1,600,	000 + 2	50,000	=1,850,	, 000
						(2)	足切限度額	Į.			
						1	2, 927, 00	00-(1,	850, 00	0-50,00	00) = 1,127,000
						2	18, 000, 0	000×10	%=1,	800,000	:
						3	1<2	<i>:</i> .	1, 127,	, 000	
						(3) (1)-(2)=1	800,00	0		

【解答への道】

原状回復支出とその他の部分の支出に区分することができない場合には、支出額の30%相当額を原状回復支出とし、その他の部分の支出を資本的支出とする。なお、原状回復支出のうち資産 損失の基礎価額相当額は資本的支出となり、超える部分の金額が災害関連支出となる。

Ⅲ 所得控除

报	§		戛	更	金	額			計	算	過	程	(単位:円)
雑	損	控	č	除		0	(1)	損失額	頁				
								160, 0	00+50), 000-	⊦70, 000	+120,	000-10,000
												+4	0,000=430,000
							(2)	足切り	艮度額				
								9, 800	,000×	:10%=	=980, 00	00	
							(3)	(1)-(2	2)<0	<i>:</i> .	0		
医	療	費 :	控	除	1,234	1,000	800	,000+	4, 000	+350,	000-50	0,000+	30,000+80,000
							+1	20, 000	— —100,	000=	1, 234, 0	000	
							*	9,800	,000×	5%>	>100,00	00	·· 100,000

【解答への道】

- (1) 急を要するときのタクシー代は、医療費控除の対象となる。
- (2) 本人の希望により個室に入院した場合の差額ベッド代は、医療費控除の対象とならない。
- (3) 特に依頼した者に支払った療養上の世話の対価は、医療費控除の対象となる。
- (4) 予防接種費用は、原則として医療費控除の対象とならない。
- (5) 甲は、本年4月に医療費を支出したときに次女と生計を一にしているため、次女に係る医療費は、医療費控除の対象となる。
- (6) 美容整形のための費用や、ダイエット食品の購入費用は、医療費控除の対象とならない。
- (7) 居住者が海外において盗難等に逢った場合でも雑損控除の対象となる。
- (8) 盗難にあった資産が発見された場合には、盗難時の時価から発見後の時価を控除した金額 が損害額となる。
- (9) 雪下ろし費用は災害関連支出として雑損控除の対象となる。 なお、5万円を超えるときは、足切限度額の特例を受けられる。

[設問1]

III 所得控除

摘			要	金	額		計	算	過	程	(単位:円)
社会	: 保 隊	自料技	空除	54	8,000	430,000	⊢94, 00	0+24 ,	000=5	48,000	
小規掛	模企 金	業共活	斉等 除	21	1,000	75,000+	136, 00	0=211	, 000		

【解答への道】

- 1. 小規模企業共済等掛金控除の対象となる掛金は、次のものである。
 - (1) 小規模企業共済法第2条第2項に規定する共済契約の掛金
 - (2) 確定拠出年金法に規定する個人型年金の掛金
 - (3) 心身障害者扶養共済制度の掛金
- 2. 年金などから特別徴収された社会保険料は、その特別徴収された者の控除の対象となることに注意する。

[設問2]

Ⅲ 所得控除

摘 要	金 額			計	算	過	程	(単位:円)
生命保険料控除	120, 000	(1)	一 般	<u> </u>				
			78, 000	+4,	000=8	2,000		
			37, 500)+ (82, 000	—50, 0	000) ×	$\frac{1}{4}$ =45, 500
		(2)	介護医	療				
			84, 000	>80	, 000	∴,	40,00	00
		(3)	個人年	金				
			103, 00	00-8	, 000=	95, 000	>80,00	00 : 40,000
		(4)	(1)+(2))+(3)	=125,	500>1	20,000	∴ 120 , 000

【解答への道】

1. A生命保険契約は受取人を別生計の長女とするものであるが、生命保険料控除は受取人のすべてが親族であればよいため、生命保険料控除の対象となる。

また、A契約については振替貸付に係る保険料があるが、その年中に振替貸付により保険料の払込みに充当した金額は、その年において支払った金額とする。

したがって、振替貸付分に係る保険料も本年分の対象となる。

- 2. 保険料の計算をする際に、剰余金の分配等がある場合には、その金額を控除した金額が支払った保険料とされる。
- 3. 生命保険料控除額は、平成24年以後に契約したものについては、一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料に区分されて控除額が計算される。また、平成23年以前に契約したものについては、一般生命保険料及び個人年金保険料に区分されて控除額が計算される。

なお、1年間の控除限度額は12万円である。

[設問3]

Ⅲ 所得控除

摘	要	金	額			計	算	過	程	(単位:円)
生命保険	料控除	40	0,000	(1)	新一般	Ţ.				
						12				$\frac{1}{4} = 32,875$
				(2)	旧一舱 25,00		0, 000	—25 , 00	00) ×	$\frac{1}{2}$ =27, 500
				(3)	(1)+(2	2)=60,	375 <i>></i>	40, 000	<i>:</i> .	40,000

【解答への道】

1. 前納保険料

前納した生命保険料と地震保険料は、次の算式により計算した金額を、その年において支払った金額とする。

前納保険料等の総額		その年中の支払期日の回数	
(前納割引後の金額)	^	支払期日の総回数	

2. 確定給付企業年金契約に係る掛金

確定給付企業年金契約に係る自己負担分の掛金は、生命保険料控除(一般分)の対象となる。

3. 同じ区分で新・旧双方の保険料がある場合

新一般生命(個人年金)保険料及び旧一般生命(個人年金)保険料がある場合には、次の最も有利な方法による。

- (1) 旧保険料のみで控除額を計算(限度額5万円)
- (2) 新保険料のみで控除額を計算(限度額4万円)
- (3) 旧保険料で計算した控除額と新保険料で計算した控除額の合計(限度額4万円) 本間では(3)が有利となる。

[設問4]

Ⅲ 所得控除

摘 要	金 額	計 算 過 程 (単位:円)
生命保険料控除	98, 500	(1) 一般 $30,000+(70,000-40,000) \times \frac{1}{4} = 37,500$ (2) 介護医療 $20,000+(22,000-20,000) \times \frac{1}{2} = 21,000$
		(3) 個人年金 108,000-22,000=86,000>80,000 40,000 (4) (1)+(2)+(3)=98,500
地震保険料控除	16,000	16, 000 ≦50, 000 ∴ 16, 000

【解答への道】

1. 入院特約

入院特約に係る保険料は、介護医療の区分で生命保険料控除の対象となる。

2. 使用者負担の生命保険料

使用者負担の生命保険料で給与課税されたものは、生命保険料控除の対象となる(基通76-4)。

[設問5]

III 所得控除

摘	要	金	額			計	算	過	程	(単位:円)
生命保険料	控除	S	0,000	(1)	一般					
:					旧保险	食料のる	みで計算	算する	のが有利	
					110,0	00>10	0,000	<i>:</i> .	50,000	ı
				(2)	介護四	医療				
					81,00	0>80,	000		40,000	
				(3)	(1)+(2)	2)=90,	000			

【解答への道】

設問3の解答への道を参考に計算すると、一般分については、旧生命保険料のみで計算するの が有利となる。

なお、一般分で旧生命保険料を基に計算したとしても、介護医療分や個人年金分については、 新保険料を基に計算できる。

Ⅲ 所得控除

Ħ	商		Ę	Ę.	金	額		計 算 過 程 (単位				(単位:円)
寄	附	金	控	除	4, 15	8,000						
							$\geq 10,400,000 \times 40\% = 4,160,000$					
												∴ 4, 160, 000

【解答への道】

- 1. 国等に対して譲渡所得の基因となる資産を贈与した場合には、取得費相当額が寄附金控除の対象となる。
- 2. 特定新規株式を払込みにより取得した場合には、その株式の取得価額について、寄附金控除 と特定株式の取得に要した金額の控除のいずれかの適用を受けることができる。

なお、寄附金控除を選択する場合には、取得価額1,000万円を限度として適用を受けること になる。

III 所得控除

1± n/	14 94 1-	71 Me 10 71/21
控除の種類	控 除 額	計算過程 (単位:円)
雑 損 控 除	0	妻が盗難にあったダイヤモンドの指輪は生活に通常必要
		でない資産であるため対象外
医療費控除	440,000	₩ 400,000+140,000-100,000=440,000
		※ 100,000 < 127,026,287 × 5 % ∴ 100,000
社会保険料控除	476, 300	380,000+96,300=476,300
生命保険料控除	80,000	(1) 一般分
		200,000>100,000 50,000
		(2) 個人年金分
		$25,000+ (35,000-25,000) \times \frac{1}{2} = 30,000$
		(3) (1) + (2) = 80,000
配偶者控除	380, 000	$(1,000,000\times60\%-500,000)\times\frac{1}{2} \le 380,000$
		· 該当
配偶者特別控除	0	適用なし
扶 養 控 除	960,000	長男 5,800,000>380,000 ∴ 非該当
		次男 900,000-650,000=250,000≦380,000 ∴ 一般
		長女 2,300,000>380,000 ∴ 非該当
		※ 母 1,300,000-1,200,000=100,000≦380,000
		· 同老
		¾ 1, 300, 000 ≤ 3, 300, 000 ∴ 1, 200, 000
		380,000+580,000=960,000
基 礎 控 除	380,000	
合 計	2,716,300	

【解答への道】

1. 医療費

- (1) 見舞金は、医療費を補てんするためのものではないため医療費控除の計算上控除しない。
- (2) 伯父の施術費は、伯父が別生計親族のため医療費控除の対象とならない。

2. 妻の合計所得金額

- (1) 割引国債の償還差益は、源泉分離課税であるため、合計所得金額を構成しない。
- (2) 懸賞の商品である家具は、現金正価の60%相当額で評価し、一時所得の金額の計算をする。

問題7

Ⅲ 所得控除

控除の種類	控 除 額	計 算 過 程 (単位:円)
生命保険料控除	50,000	829, 800−72, 000=757, 800>100, 000 ∴ 50, 000
寄 附 金 控 除	158, 000	$100,000+1,200,000\times5\%=160,000<34,117,435\times40\%$
		∴ 160,000
		160,000-2,000=158,000
その他の所得控除	2,500,000	
合 計	2, 708, 000	

【解答への道】

- 1. 中小企業倒産防止共済の掛金は事業所得の必要経費に算入される。(措法28)
- 2. P生命保険に係る積立金は保険会社に積み立てられているが、分配又は割戻しがあったものとして保険料から控除しなければならない。(基通76-7)
- 3. U生命保険に係る満期保険金等は支払いを受けていないが、満期日は到来しているため本年 に一時所得で課税されることに留意する。
- 4. V町に対する寄附は寄附金控除の対象となるが、林地についてはその取得費相当額(不明のため、時価の5%相当額)を特定寄附金の額として計算をすることに留意する。(法78、措法40)

(1) 甲は、扶養親族を有しているため、寡婦に該当する。
なお、合計所得金額が 500万円以下でかつ、扶養親族である子を有しているため、特例の適用がある。
控除額 350,000円
 (2) 乙は、合計所得金額が 500万円を超えているため、生計を一にする課税標準の合計額が38万円以下の子を有している場合であっても、寡夫に該当しない。
 (3) 丙は、扶養親族を有しているため、寡婦に該当する。
なお、合計所得金額が500万円を超えているため、特例の適用はない。
控除額 270,000円

問題9

(単位:円)

	配 偶 者 控 除 額	配 偶 者 特 別 控 除 額
配偶者A	無収入 : 380,000	適用なし
配偶者B	青色事業専従者に該当するため適用なし	青色事業専従者に該当するため適用なし
配偶者C	200,000≦380,000 ∴ 380,000	適用なし
配偶者D	$30,000+150,000=180,000 \le 380,000$	適用なし
	∴ 380,000	
配偶者E	450, 000 > 380, 000 ∴ O	760,000-450,000=310,000
配偶者F	80, 000 + 500, 000 = 580, 000 > 380, 000 ∴ 0	% 760, 000−550, 000=210, 000
配偶者G	760,000 > 380,000 ∴ O	760,000≥760,000 ∴ 0

【解答への道】

配偶者特別控除の控除額(簡便法)は、次のとおりである。

76万円 - 合計所得金額 = 控除額(最高38万円、最低3万円)

※ 合計所得金額に満たない5万円の整数倍の金額のうち最も多い金額

Ⅲ 所得控除

控除の種類	控除額	計 算 過 程 (単位:円)
医療費控除	390,000	* 1
		※ 1 (50, 000 + 400, 000 − 150, 000) + (350, 000 − 50, 000
		-110,000) = 490,000
		$\times 2$ 30, 126, 000 $\times 5$ % $>$ 100, 000 \therefore 100, 000
社会保険料控除	395, 200	310,000+85,200=395,200
生命保険料控除	50,000	52,000+27,000+40,000+16,000>100,000 : 50,000
寄附金控除	233, 000	
		※ 30, 126, 000×40%>235, 000 ∴235, 000
配偶者控除	0	専従者のため適用なし
配偶者特別控除	0	専従者のため適用なし
扶 養 控 除	1, 590, 000	※ (長男) 4,600,000-1,460,000=3,140,000>380,000
		∴ 非該当
		\times (4, 600, 000 – 3, 600, 000) \times 20% + 1, 260, 000
		=1,460,000
		(長女) 800,000-650,000=150,000≦380,000
		∴ 特定
		(二男) 死亡時判定 ∴ 一般
		(義母) 遺族恩給は非課税 ∴ 同老
		630,000+380,000+580,000=1,590,000
基礎控除	380, 000	
合 計	3, 038, 200	

<メ モ>

Ⅲ 所得控除

区分	金 額	計 算 過 程 (単位:円)
医療費控除	461,500	(1) 医療費控除 (180,000-90,000) +120,000+1,500+350,000
障害者控除	750,000	—————————————————————————————————————
扶養控除	1, 210, 000	 ※ 23,258,250×5%>100,000 ∴ 100,000 (2) 障害者控除 甲の母 同居特別障害者 (3) 扶養控除(合計 1,210,000)
配偶者控除	0	① 長男 900,000-650,000=250,000≦380,000 ∴ 特定 630,000
配偶者特別控除	0	② 長女 年齢16歳未満 ∴ 非該当 ③ 甲の母 無収入 ∴ 同老 580,000
基 礎 控 除	380,000	(4) 配偶者控除 1,220,000× —————————————————————————————————
		2 2 =410,000>380,000 ∴ 非該当 (5) 配偶者特別控除 合計所得金額が1,000万円超であるため適用なし

【解答への道】

1. 医療費控除

母の入院費用に係る高額療養費は、医療費を補てんするためのものであり、かつ、確定申告 期限までにその金額が確定しているため、医療費の額から控除する。

なお、ヨーロッパ旅行の際に支払った金額は、海外で支出したものであるが、医療費控除の 対象となる。また、歯の矯正費用も、歯科医の診断に基づき必要なものであるため、医療費控 除の対象となる。

2. 人的控除

(1) 分割協議中の相続財産(貸家)に係る収入は、相続割合に応じてそれぞれの相続人の収入 (所得)とされる。

したがって、妻の合計所得金額は38万円超となるため、配偶者控除の適用はない。 また、甲の合計所得金額が1,000万円超であるため、配偶者特別控除の適用もない。

- (2) 長女は、合計所得金額が38万円以下であるが、年齢が16歳未満のため控除対象扶養親族に該当せず、扶養控除の適用はない。
- (3) 甲の母は、同居老親等に該当する。

また、本年5月から自宅で寝たきりの状態(常に就床を要し複雑な介護を要する者)であるため、特別障害者に該当し、同居特別障害者として障害者控除額は75万円となる。

Ⅲ 所得控除

	計	算	過	程	(単位:円)	控	除	額
(1) 雑損控除						1 60	8, 000	
① 損失の金	額					4,02	0, 000	1.3
(19 500 0	00-12 500	000-5 00	0,000) +500,0		000			
(10, 500, 0	0012, 500,	000-5,00	0,000) +500,0		=3, 100, 000			
 ※ 災害	関連支出				-3, 100, 000			
		E00 000—	12, 500, 000) +	-1 000 000-	-1 600 000			
		500,000—	12, 500, 000) +	-1, 000, 000-	-1, 600, 000			
② 足切限度		_1 000 00	.0					
	,000×10%			200				
			000) = 1,550,6	J00				
ハイ>ロ		50,000						
3 1-2=								
(2) 医療費控除								
¾ 400,000−1	00,000=30	0, 000						
※ 18,008	, 000×5%	>100,000	∴ 100,000)				
(3) 寡婦控除								
270,000 (∄	たと離婚、技	養親族あり))					
(4) 扶養控除								
① 父 所	得なし	∴ 一般	(380, 000)					
② 長男 所	得なし	∴ 特定	(630, 000)					
③ 長女 年	齢16歳未満	非該b	当					
4 1 + 2 =	1,010,000							
(5) その他の所	得控除							
1, 498, 000								
(6) (1)~(5)の合	計 4,628	3, 000						

【解答への道】

- 1. 雑損控除(法72、令205、206、基通72-6、70-8、災免法2)
 - (1) H所有の居住用家屋及び家財に災害(火災)による被害を受けているため、雑損控除の適用を受けることができる。
 - (2) 居住用家屋に係る原状回復支出の額のうち、資産損失の基礎価額(被災直前の時価ー被災直後の時価)を超える部分の金額は災害関連支出に該当する。
 - (3) 近隣の類焼者への迷惑料は災害関連支出に該当する。
 - (4) 災害関連支出の額が5万円を超えるため、足切限度額の特例の適用がある。
- 2. 医療費控除(法73)

本年死亡した父の未払分の医療費は、相続税の計算上債務控除の対象となるが、Hが本年支出した医療費であるため、医療費控除の適用を受けることができる。

3. 寡婦控除(法2①三十、81、令11)

Hは夫と離婚し、扶養親族を有するため、寡婦控除(27万円)の適用を受けることができる。 なお、Hは合計所得金額が 500万円を超えるため、35万円の特例の適用を受けることはできない。

- 4. 扶養控除 (法2①三十四、三十四の二、84、85③)
 - (1) Hの父

父が扶養親族に該当するかどうかの判定は、その死亡時の現況により行うため、父は控除 対象扶養親族に該当するが、年齢は69歳となり、老人扶養親族には該当しないことに留意す る。

なお、仮に父が年齢70歳以上に該当した場合、死亡時において父は1年以上入院している 状況にあるが、病気による入院期間については同居しているものとして取扱われるため、そ の場合には同居老親等に該当する。

(2) Hの長男

Hの長男はイギリスに留学しているため、非居住者に該当する。イギリスでの給与収入は 国外源泉所得であるため合計所得金額を構成せず、控除対象扶養親族(年齢が22歳であるた め特定扶養親族)に該当する。

(3) Hの長女

Hの長女は、本年末現在の現況において満15歳であり、16歳未満のため控除対象扶養親族 に該当せず、扶養控除の適用はない。

問題13

I 各種所得の金額

	各種所得の金額						
‡	商	要		金	金 額	計 算 過 程 (単位:円)	
不	動產	至 所	得	41	2, 750	(1) 総収入金額	
						自転車置場 1,204,750	
						(2) 必要経費 142,000	
						(3) 青色申告特別控除額	
						(1) - $(2) \ge 650,000$ $\therefore 650,000$	
						(4) (1)-(2)-(3)=412,750	
事	業	所	得	12, 53	4,000	(1) 総収入金額(合計 91,292,000)	
						① 売上高 (注1)(注2)	
						82,600,000+60,000+112,000=82,772,000	
						(注1) 低額譲渡	
						$300,000 \times 70\% - 150,000 = 60,000$	
						(注2) 家事消費	
						150, $000 \times 70\% < 112,000$ $\therefore 112,000$	
						② 雑収入	
						120,000+40,000+360,000=520,000	
						※ 国庫補助金は総収入金額不算入	
						③ 駐車場収入	
						8, 000, 000	
						(2) 必要経費 (合計 78,758,000)	
						① 売上原価 (注)	
						11, 260, 000+64, 000, 000-12, 109, 000=63, 151, 000	
						(注) A 3,412,000-420,000+230,000=3,222,000	
						B 4,870,000-150,000+60,000=4,780,000	
						A B C 3, 222, 000+4, 780, 000+4, 107, 000=12, 109, 000	
						② 営業費	
			í			14, 569, 875-142, 000-600, 000=13, 827, 875	
						③ 繰延資産償却	
						600,000× 600,000× 5年×12月	
						※ 15年>5年 ∴5年	

		④ 減価償却費 (合計 1,701,125)			
	•	イ. 店 舗			
		12,000,000×0.9×0.050=540,000			
		口.従業員宿舎			
		4,000,000×0.9×0.046=165,600			
		ハ. 機 械			
		$(5,550,000-4,650,000)\times0.250\times\frac{8}{12}$			
		=150,000			
	1	二. 備 品			
		$3,160,500\times0.200\times\frac{3}{12}=158,025$			
		$1,875,000\times0.400\times\frac{11}{12}=687,500$			
		⑤ 損害保険料			
		18,000			
		(3) (1)-(2)=12,534,000			
譲 渡 所 得	1.00	I 総 合			
(総合短期)	△700,000	(総短)競走馬			
(総合長期)	△200,000	$4,500,000-5,200,000=\triangle700,000$			
	•	(総長) 宝 石			
		600,000−800,000=△200,000			
(分離短期)	1, 089, 600	Ⅲ 土地建物等			
(分離長期)	18, 380, 000	0,000 (分長) 土 地			
		22, 000, 000 - (3, 400, 000 + 220, 000) = 18, 380, 000			
		(分短)建、物			
		(注) 12,000,000—(10,790,400+120,000)=1,089,600			
		=10,790,400			
		※1 24年×1.5=36年······0.028			
		※2 H22.4.25~H25.12→4年(6月以上切上)			

雑	戸	ī	得	760, 000	(1)	総収入金額
						賞金 3,500,000
					(2)	必要経費
						2, 740, 000
					(3)	(1)-(2)=760,000
配	当	所	得	142, 250		

Ⅲ 課税標準

総 所 得 金 額	11, 499, 000	(1) 損益通算
短期譲渡所得の金額 1,089,600		宝石の譲渡損は損益通算の対象とならない。
長期譲渡所得の金額	18, 380, 000	760,000-700,000=60,000 (雑)
		(2) 合計所得金額
		(412,750+12,534,000+60,000+142,250)
		=13, 149, 000
		(総所得) (短期) (長期) 13,149,000+1,089,600+18,380,000=32,618,600
		(3) 損失の繰越控除
		① 純損失の繰越控除
		13, 149, 000-1, 500, 000=11, 649, 000 (総)
		② 雑損失の繰越控除
合 計	30, 968, 600	11,649,000-150,000=11,499,000 (総)

Ⅲ 所得控除

雑	損	控	除	0	(1) 損失額
					妻の判定
					300,000≦380,000 ∴ 該当
					(6,000,000-4,000,000-120,000-1,500,000)
					+400,000+300,000=1,080,000
					(2) 足切限度額 30,968,600×10%=3,096,860
					(3) $(1)-(2)<0$ $\therefore 0$
医	療費	控控	除	320, 000	290,000+130,000=420,000 (注)
					420,000-100,000=320,000
					(注) 100,000<30,968,600×5% ∴100,000
社会	社会保険料控除 535,000		535, 000		

生命保険料控除	36, 500	$30,000 + (66,000 - 40,000) \times \frac{1}{4} = 36,500$
地震保険料控除	50, 000	62, 000 > 50, 000 ∴ 50, 000
障害者控除	750, 000	甲の姉 同居特別障害者
配偶者控除	380, 000	(配当所得の金額) 300,000≦380,000 ∴該当
配偶者特別控除		適用なし
扶 養 控 除	760, 000	甲の姉 0≦380,000 ∴一般
1		甲の長女 650,000-150,000=500,000
		500,000× $\frac{1}{2}$ ≤380,000 ∴ $-$ 般
		甲の長男 1,000,000>380,000 ∴非該当
		(合 計) 380,000+380,000=760,000
基礎控除	380, 000	
合 計	3, 211, 500	

IV 課税所得金額

課税総所得金額(A)	8, 287, 000	11, 499, 000-3, 211, 500=8, 287, 000
課税短期譲渡所得金額(B)	1, 089, 000	
課税長期譲渡所得金額(C)	18, 380, 000	(千円未満切捨)

V 納付税額

算	(A) に対する税額	1, 270, 010	8, 287, 000×23%-636, 000=1, 270, 010
出	(B) に対する税額	326, 700	1,089,000×30%=326,700
税	(C) に対する税額	2, 757, 000	18, 380, 000×15%=2, 757, 000
額	合 計	4, 353, 710	
配	当 控 除	3, 556	142, 250×2. 5%=3, 556
源	泉徴収税額	248, 450	142, 250×20%+220, 000=248, 450
申	告 納 税 額	4, 101, 700	(百円未満切捨)

【解答への道】

- 1. 棚卸資産の評価方法を変更しようとするときは、変更しようとする年の3月15日までに、納税地の所轄税務署長に変更申請書を提出しなければならない。
- 2. 売上に関する処理
 - (1) 友人に対する売上は、低額譲渡(販売価額の70%未満の対価による譲渡)に該当するため、 次の金額を売上高に追加計上する。

通常の販売価額×70%-対価=追加計上額

(2) 家事消費は、次の金額を売上高に計上する。

通常の販売価額×70% 仕入価額

3. 国庫補助金は、本年末までに返還不要が確定し、かつ、交付目的適合資産を取得しているため、総収入金額不算入とする。

なお、取得した機械の取得価額は購入価額から総収入金額不算入とした金額を控除した金額とする。

また、特別償却の取得価額基準は、総収入金額不算入とした金額を控除した金額で判定する ものとする。(措通10の3-3)

- 4. 有料駐車場は保管管理の責任を負っているため、その収入は、事業所得(事業的規模)となるが、有料自転車置場は保管の責任を負っていないため、その収入は、不動産所得となる。
- 5. 譲渡した建物は、甲が保養のために所有していたものであるため、減価の額を認識して取得 費を計算しなければならない。

※1 滅価の額=取得価額×0.9×旧定額法償却率×非業務供用期間の年数

- ※1 同種資産の法定耐用年数の1.5倍の年数(1年未満切捨)に係る償却率
- ※2 6月未満切捨、6月以上切上
- 6. 競走馬の保有は趣味(事業と称するに至らない程度のもの)であるため、競走馬は生活に通 常必要でない資産に該当し、原則として競走馬の譲渡損は損益通算できないが、その競走馬の 保有に係る雑所得(賞金収入)がある場合には、その雑所得と損益通算を行うことができる。
- 7. 甲は本年分から青色申告の承認を受けているため、前年分の純損失の金額のうち、被災事業 用資産の損失の金額のみ繰越控除の対象となる。

なお、雑損失の繰越控除は青色、白色に関係なく適用されることに留意する。

8. 私募証券投資信託の収益の分配は、配当所得で総合課税され、配当控除の対象となるが、外貨建等証券投資信託に該当しないものであるため、控除率は5%又は2.5%となることに留意する。

問題14

I 各種所得の金額

	7 M. D.R	,				
摘 要	金額	計 算 過 程 (単位:円)				
事業所得	409,000	(1) 総収入金額(合計 11,240,000) ① 売上高 ※1 ※2 10,000,000+74,000-110,000+119,000=10,083,000 ※1 320,000×70%-150,000=74,000 ※2 170,000×70%=119,000>110,000 ∴ 119,000				
		② 雑収入				
		1,800,000-600,000-43,000=1,157,000				
		(2) 必要経費 (合計 10,831,000)				
		① 売上原価 7,000,000				
		② 繰延売上利益戻出				
		$2,300,000 \times \frac{3,500,000 - (2,100,000 + 105,000)}{2,300,000 \times (2,100,000 + 105,000)}$				
		3, 500, 000				
		=851,000				
		③ 営業費				
		3,000,000-100,000=2,900,000				
		④ 減価償却費(機械装置)				
		$(3,000,000-600,000) \times 0.100 \times \frac{4}{12} = 80,000$				
		(3) $(1)-(2)=409,000$				

【解答への道】

- 1. 友人に対する売上は、通常の販売価額の70%未満の対価の譲渡(低額譲渡)であるため、対価と通常の販売価額の70%との差額を売上高に追加計上する。
- 2. 棚卸資産を贈与した場合には、通常の販売価額の70%と仕入価額のいずれか多い金額を売上高に計上する。
- 3. 月賦販売は、問題文の指示により、未実現の利益を繰り延べる方法で計算する。 この場合には、売上高、売上原価及び手数料は、その金額を修正せず、繰り延べるべき未実 現の利益を次の算式により計算し、必要経費に算入する。

- 4. 広告看板の設置使用料収入は、その看板が建物の外部にある場合には、不動産所得とされ、 店舗内部にある場合には、事業所得とされる。
- 5. 補助金収入は、本年末現在において返還不要が確定しているため、総収入金額不算入となり、 同額を、機械装置の取得価額から減額する。
- 6. 少額減価償却資産(事業の遂行上基本的に重要な資産)の譲渡は、譲渡所得として課税されるため、事業所得とはならない。

なお、重要な資産でない場合には、準棚卸資産としてその譲渡は事業所得等とされる。



理論マスター

<今回の学習内容>

第1回講義 使用ページ

テーマ6-1、6-2、6-3

6-4、6-5、6-6

6-1 所得控除の内容

[ランクB]

雑損控除(法72)

重要度〇

居住者又はその者と生計を一にする親族でその年分の課税標準の合計額が基礎 控除額以下であるものの有する資産(一定のものを除く。)について、災害、盗難 又は横領による損失が生じた場合(災害等関連支出をした場合を含む。)には、次の 金額を、その居住者のその年分の課税標準から控除する。

[控除額]

- (1) 損失の金額(損失発生直前における資産の価額を基礎として計算)の合計額
- (2) 足切限度額 (原則として課税標準の合計額の10%相当額)
- (3) (1)-(2)=控除額

Ⅲ 医療費控除 (法73)

重要度〇

居住者が、自己又は自己と生計を一にする親族に係る医療費を支払った場合には、次の金額を、その居住者のその年分の課税標準から控除する。

〔控除額〕

- (1) 医療費の額の合計額
- (2) 足切限度額 (課税標準の合計額の5%相当額と10万円のいずれか少ない金額)
- (3) (1)-(2)=控除額

Ⅲ 社会保険料控除(法74)

重要度〇

居住者が、自己又は自己と生計を一にする親族の負担すべき社会保険料を 支払った場合又は給与から控除される場合には、その支払った金額又はその控除 される金額を、その居住者のその年分の課税標準から控除する。

IV 小規模企業共済等掛金控除 (法75)

重要度〇

居住者が、次の掛金を支払った場合には、その支払った金額を、その者のその 年分の課税標準から控除する。

- (1) 小規模企業共済の掛金
- (2) 確定拠出年金の掛金
- (3) 心身障害者扶養共済の掛金

V 生命保険料控除 (法76)

重要度〇

居住者が、次の生命保険料等を支払った場合には、その支払った金額を次の3つに区分し、一定の金額(それぞれ4万円を限度とし、最高で12万円。)を、その居住者のその年分の課税標準から控除する。

- (1) 一般生命保険料((2)、(3)以外のもの)
- (2) 介護医療保険料
- (3) 個人年金保険料

VI 地震保険料控除(法77)

重要度〇

居住者が、自己又は自己と生計を一にする親族の有する生活用資産を保険目的とする地震保険料を支払った場合には、その支払った金額(5万円を限度とする。)を、その居住者のその年分の課税標準から控除する。

VII 寄附金控除(法78)

重要度〇

居住者が、特定寄附金を支払った場合には、次の金額を、その者のその年分の 課税標準から控除する。

[控除額]

- (1) 特定寄附金の額の合計額 (課税標準の合計額の40%相当額を限度)
- (2) 足切限度額 (2千円)
- (3) (1)-(2)=控除額

VⅢ 障害者控除 (法79)

重要度〇

- (1) 居住者が障害者である場合又は居住者の控除対象配偶者若しくは扶養親族が障害者である場合には、障害者1人につき27万円(同居特別障害者は75万円、その他の特別障害者は40万円)を、その居住者のその年分の課税標準から控除する。
- (2) 障害者とは、精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者、 失明者、その他の精神又は身体に障害がある者で一定のものをいう。
- (3) 特別障害者とは、障害者のうち精神又は身体に重度の障害がある者で一定のものをいう。
- (4) 同居特別障害者とは、控除対象配偶者又は扶養親族が特別障害者で、かつ、 居住者又はその居住者の配偶者若しくはその居住者と生計を一にするその他の 親族のいずれかとの同居を常況としている者をいう。

Ⅸ 寡婦(寡夫)控除(法81)

重要度〇

- (1) 居住者が寡婦又は寡夫である場合には、27万円(一定の寡婦は35万円)を、その者のその年分の課税標準から控除する。
- (2) 寡婦とは、次の者をいう。
 - ① 夫と死別し、又は離婚後婚姻をしていない者のうち、扶養親族その他生計を一にする課税標準の合計額が基礎控除額以下の子を有するもの
 - ② 上記①のほか、夫と死別後婚姻をしていない者のうち、合計所得金額が 500万円以下であるもの
- (3) 寡夫とは、妻と死別し、又は離婚後婚姻をしていない者のうち、生計を一に する課税標準の合計額が基礎控除額以下の子を有し、かつ、合計所得金額が 500万円以下のものをいう。

X 勤労学生控除(法82)

重要度〇

- (1) 居住者が勤労学生である場合には、27万円を、その者のその年分の課税標準から控除する。
- (2) 勤労学生とは、学校の学生等で給与所得等を有するもののうち、合計所得金額 が65万円以下、かつ、合計所得金額のうち給与所得等以外の所得に係る部分の 金額が10万円以下であるものをいう。

XI 配偶者控除 (法83)

重要度〇

- (1) 居住者が控除対象配偶者を有する場合には、38万円(老人控除対象配偶者は48万円とする。)を、その居住者のその年分の課税標準から控除する。
- (2) 控除対象配偶者とは、居住者の配偶者でその居住者と生計を一にするもの (青色事業専従者で給与の支払を受けるもの及び事業専従者に該当するものを除く。) のうち、合計所得金額が38万円以下である者をいう。
- (3) 老人控除対象配偶者とは、控除対象配偶者のうち、年齢70歳以上の者をいう。

XII 配偶者特別控除 (法83の2)

重要度〇

- (1) 居住者が生計を一にする配偶者(青色事業専従者で給与の支払を受けるもの及び事業専従者に該当するものを除く。)で合計所得金額が38万円超76万円未満であるものを有する場合には、一定の金額(38万円から3万円)を、その居住者のその年分の課税標準から控除する。
- (2) この規定は、居住者の合計所得金額が1,000万円を超える場合及びその配偶者が 居住者としてこの規定の適用を受けている場合には適用しない。

Ⅲ 扶養控除(法84)

重要度○

- (1) 居住者が控除対象扶養親族を有する場合には、控除対象扶養親族1人につき 38万円(特定扶養親族は63万円、同居老親等は58万円、その他の老人扶養親族は48万円 とする。)を、その居住者のその年分の課税標準から控除する。
- (2) 扶養親族とは、居住者の親族(その居住者の配偶者を除く。)並びに里子及び 養護受託老人でその居住者と生計を一にするもの(青色事業専従者で給与の支払 を受けるもの及び事業専従者に該当するものを除く。)のうち、合計所得金額が 38万円以下である者をいう。
- (3) 控除対象扶養親族とは、扶養親族のうち、年齢16歳以上の者をいう。
- (4) 特定扶養親族とは、控除対象扶養親族のうち、年齢19歳以上23歳未満の者を いう。
- (5) 老人扶養親族とは、控除対象扶養親族のうち、年齢70歳以上の者をいう。
- (6) 同居老親等とは、老人扶養親族のうち、居住者又はその居住者の配偶者の 直系尊属で、かつ、その居住者又はその配偶者のいずれかとの同居を常況と している者をいう。

XV 基礎控除 (法86)

重要度〇

居住者は、38万円を、その者のその年分の課税標準から控除する。



 $\textcircled{2} * \textbf{\sharp experies a constructive properties and a constructi$

所得控除の趣旨

個人は法人と異なり、生産面のみならず消費面との二面性を有している。 そこで、生産面である所得計算では考慮されないその個人の消費面での 担税力の減殺を考慮しようとするものが所得控除である。

	趣	種類
	異常な損失や支出によって減殺される	雑損控除
物	担税力の考慮	医療費控除
的		社会保険料控除
控		小規模企業共済等掛金控除
除	社会政策上の要請	生命保険料控除
MAX.		地震保険料控除
		寄附金控除
	通常の場合に比し、担税力が弱いという	障害者控除
	個人的事情の考慮(弱者救済の観点)	寡婦(寡夫)控除
ハ 的	[四八日3字 [6 ♥ 2 号 愿 【初有 QX [6 ♥ 2 帳 示]	勤労学生控除
控		配偶者控除
除	最低生活費の考慮	扶養控除
HOT.		基礎控除
	世帯としての税負担の軽減を図るため	配偶者特別控除

(MEMO)

6-2 雑 損 控 除

[ランクA]

■趣 旨圖

この規定は、災害等により損害を受けたことによる担税力の減殺を考慮して 設けられている。

I 内容(法72)

重要度◎

居住者又はその者と生計を一にする親族でその年分の課税標準の合計額が基礎 控除額以下であるものの有する資産(下記1に掲げるものを除く。)について災害 又は盗難若しくは横領による損失が生じた場合(その災害等に関連してやむを得ない 支出をした場合を含む。)において、その年におけるその損失の金額の合計額が 足切限度額を超えるときは、その超える部分の金額(以下「雑損失の金額」という。) を、その居住者のその年分の課税標準から控除する。

1 対象とならない資産

- (1) 生活に通常必要でない資産
- (2) 棚卸資産
- (3) 不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業の用に供される固定資産 及び繰延資産
- (4) 山 林

2 損失の金額

損失の金額は、その損失発生直前におけるその資産の価額を基礎として計算し、 上記のやむを得ない支出をした金額を含み、保険金等により補てんされる部分の 金額を除く。

3 足切限度額

- (1) 原 則
 - ……課税標準の合計額の10%相当額
- (2) 災害関連支出の金額が5万円を超える場合
 - ……損失の金額の合計額から災害関連支出の金額のうち5万円を超える部分 の金額を控除した金額と(1)の金額とのいずれか低い金額
- (3) 損失の金額が全て災害関連支出の金額である場合
 - ……5万円と(1)の金額とのいずれか低い金額

Ⅱ 控除の順序 (法87)

重要度〇

- (1) 所得控除のうちに雑損控除がある場合には、まず雑損控除を行うものとする。
- (2) 雑損控除額は、総所得金額、措置法の課税標準、山林所得金額又は退職所得金額から順次控除する。

Ⅲ 手 続 (法120③)

重要度〇

確定申告書の提出によりこの規定の適用を受ける場合には、控除額の計算の 基礎となる金額その他一定の事項を証する書類を確定申告書に添付等しなければ ならない。

IV 雑損失の繰越控除 (法71)

重要度〇

その年に生じた雑損失の金額のうちその年分の課税標準から控除しきれない 部分の金額は、申告を要件に、その年の翌年以後3年間にわたって繰越し、課税 標準の計算上控除する。

V 災害減免法との関係 (災免法2)

重要度◎

災害により、居住者又は上記 I の親族の所有する住宅又は家財に甚大な被害を受け、かつ、その年分の災害減免法に規定する合計所得金額が1,000万円以下である居住者については、雑損控除に代えて、災害減免法により所得税の軽減又は免除を受けることができる。



雑損失の金額

I 意 義 (省略形)

雑損失の金額とは、居住者又はその者と生計を一にする親族でその年分の課税標準の合計額が基礎控除額以下であるものの有する資産(生活に通常必要でない資産、事業用固定資産等などを除く。)について災害又は盗難若しくは横領による損失が生じた場合において、その年におけるその損失の金額(損失発生直前におけるその資産の価額を基礎として計算し、災害等に関連する支出の金額を含み、保険金等により補てんされる部分の金額を除く。)の合計額が足切限度額(原則として課税標準の合計額の10%相当額)を超えるときにおけるその超える部分の金額をいう。

Ⅱ 雑損控除

1 内容

雑損失の金額は、その居住者のその年分の課税標準から控除する。

2 控除の順序

- (1) 所得控除のうちに雑損控除がある場合には、まず雑損控除を行うものとする。
- (2) 雑損控除額は、総所得金額、措置法の課税標準、山林所得金額又は退職 所得金額から順次控除する。

3 手 続

確定申告書の提出によりこの規定の適用を受ける場合には、控除額の計算の基礎となる金額その他一定の事項を証する書類を確定申告書に添付等しなければならない。

Ⅲ 雑損失の繰越控除

1 内 容

確定申告書を提出する居住者のその年の前年以前3年内の各年において 生じた雑損失の金額(雑損控除又はこの規定により前年以前に控除されたものを 除く。)がある場合には、その申告書に係る年分の課税標準の計算上控除 する。

2 控除の順序

- (1) 前年以前3年内の2以上の年において生じた雑損失の金額は、最も古い年に生じたものから順次控除する。
- (2) 前年以前3年内の一の年において生じた雑損失の金額は、総所得金額、 措置法の課税標準、山林所得金額又は退職所得金額の計算上順次控除 する。

(3) 前年以前3年内の一の年において生じた他の繰越控除の対象となる損失の金額及び雑損失の金額がある場合には、まず、他の繰越控除の対象となる損失の金額を控除する。

3 申告要件

この規定は、雑損失の金額発生年分の所得税につき確定申告書を提出し、かつ、その後において連続して確定申告書を提出している場合に限り適用する。



otag

災害減免法による所得税の減免(災免法2)

1 要 件

次の(1)から(3)の全てを満たす場合には、雑損控除に代えて災害減免法により 所得税額を軽減又は免除する。

- (1) 居住者又はその者と生計を一にする親族でその年分の課税標準の合計額が 基礎控除額以下であるものの所有する住宅又は家財について、災害による 損失が生じた場合
- (2) その損失の金額(保険金等により補てんされた金額を除く)が、その住宅又は家財の価額の50%以上であるとき
- (3) 損失が生じた年分の災害減免法に規定する合計所得金額が 1,000万円以下 であるとき
 - (注) 災害減免法に規定する合計所得金額は、課税標準の合計額から措置法の 特別控除額を控除した金額をいう。

2 取扱い

災害減免法に規定する合計所得金額に応じた次の区分により求めた金額を、 損失が生じた年分の措置法の税額控除後の税額から控除する。

- (1) 500万円以下である場合…………所得税額(附帯税を除く)の全部
- (2) 500万円超 750万円以下である場合……所得税額の50%相当額
- (3) 750万円超 1,000万円以下である場合…所得税額の25%相当額

3 申告要件

この適用を受けるためには、確定申告書に、一定の事項を記載しなければならない。

但し、宥恕規定がある。

御研 究 災害関係の応用問題

災害関係の取扱いは、範囲が広く、複雑で、また出題方法もさまざまである。 詳細については、理論ドクターで学習することになるが、その全体の体系は、 早めに理解してほしい。

なお、資産損失の延長線上の取扱いまで問われた場合には、次のように、 雑損失の繰越控除のほか、損益通算、白色申告なら「被災事業用資産の損失の 金額」の繰越控除まで、青色申告なら純損失の繰戻し還付まで解答する必要が ある。

災害による損失が生じた場合 (実体規定)

- 1 必要経費算入(法51等)
 - (1) 棚卸資産
 - (2) 事業用固定資産等
 - (3) 山 林
 - (4) 業務用資産等
 - (5) 損益通算(法69)
- (6) 純損失の繰越控除(法70)
- (7) 純損失の繰戻し還付(法140)
- 2 譲渡所得の金額の計算上控除 (法62)

生活に通常必要でない資産

- 3 雑損控除(法72)
 - (1) 内容
- (2) 雑損失の繰越控除(法71)
- 4 災免法による減免(災免法2)
- 5 災害の意義(法2①二十七)

災害とは、震災その他の自然現象の異変による災害及び火災その他の人為に よる異常な災害並びに害虫その他の生物による異常な災害をいう。

その延長線上の取扱い まで問われた場合

6-3 医療費控除

[ランクA]

■趣 旨■

この規定は、多額の医療費を支出した場合における担税力の減殺を考慮して 設けられている。

I 内容(法73①)

重要度◎

居住者が、各年において、自己又は自己と生計を一にする親族に係る医療費を 支払った場合において、次の(1)の金額が(2)の金額を超えるときは、その超える部分 の金額(200万円を限度)を、その居住者のその年分の課税標準から控除する。

- (1) 支払った医療費の額(保険金等により補てんされる部分の金額を除く。)の合計額
- (2) 課税標準の合計額の5%相当額と10万円のいずれか少ない金額

Ⅱ 医療費の範囲 (法73②、令207)

重要度◎

医療費控除の対象となる医療費とは、次に掲げるものの対価のうち、その病状等 に応じて一般的に支出される水準を著しく超えない部分の金額とする。

- (1) 医師又は歯科医師による診療又は治療
- (2) 治療又は療養に必要な医薬品の購入
- (3) 病院等へ収容されるための人的役務の提供
- (4) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師による施術
- (5) 保健師等による療養上の世話
- (6) 助産師による分べんの介助等

Ⅲ 控除の順序(法87)

重要度〇

- (1) 所得控除のうちに雑損控除がある場合には、まず雑損控除を行うものとする。
- (2) 医療費控除額は、総所得金額、措置法の課税標準、山林所得金額又は退職所得金額から順次控除する。

IV 手 続 (法120③)

重要度〇

確定申告書の提出によりこの規定の適用を受ける場合には、控除額の計算の 基礎となる金額その他一定の事項を証する書類を確定申告書に添付等しなければ ならない。 (MEMO)

6-4 配 偶 者 控 除

[ランクA]

■趣 旨■

この規定は、最低生活費の配慮から設けられている。

内容(法83)

重要度◎

居住者が控除対象配偶者を有する場合には、その居住者のその年分の課税標準から38万円(老人控除対象配偶者は48万円とする。)を控除する。

Ⅱ 控除対象配偶者の意義(法2①三十三、三十三の二)

重要度◎

- (1) 控除対象配偶者とは、居住者の配偶者でその居住者と生計を一にするもの (青色事業専従者で給与の支払を受けるもの及び事業専従者に該当するものを除く。) のうち、合計所得金額が38万円以下である者をいう。
 - (注) 合計所得金額とは、損失の繰越控除の規定を適用しないで計算した場合 における課税標準の合計額をいう。
- (2) 老人控除対象配偶者とは、控除対象配偶者のうち、年齢70歳以上の者をいう。

Ⅲ 判定の時期(法85③)

重要度◎

その者が居住者の控除対象配偶者等に該当するかどうかの判定は、その年12月31日 (その居住者が年の中途において死亡又は出国する場合には、その死亡又は出国の時)の 現況による。

但し、その判定に係る配偶者が既に死亡している場合は、その死亡の時の現況 による。

IV 2以上の居住者がある場合の所属(法85④)

重要度〇

一の居住者の配偶者がその居住者の控除対象配偶者に該当し、かつ、他の居住者の扶養親族にも該当する場合には、その配偶者は、いずれか一にのみ該当するものとみなす。

Ⅴ 配偶者と死別し、同一年に再婚した場合の特例(令220) 1

年の中途において居住者の配偶者が死亡し、その年中にその居住者が再婚した場合において、その居住者の控除対象配偶者に該当するものは、その死亡した配偶者又は再婚した配偶者のうち1人に限るものとする。

VI 控除の順序 (法87)

重要度〇

- (1) 所得控除のうちに雑損控除がある場合には、まず雑損控除を行うものとする。
- (2) 配偶者控除額は、総所得金額、措置法の課税標準、山林所得金額又は退職所得金額から順次控除する。

6-5 配偶者特別控除

[ランクA]

■趣 旨■

この規定は、所得の稼得に対する配偶者の貢献を考慮し、世帯としての税負担の軽減を図るために設けられている。

内容(法83の2①)

重要度◎

居住者が生計を一にする配偶者(青色事業専従者で給与の支払を受けるもの及び 事業専従者に該当するものを除く。)で合計所得金額が38万円超76万円未満である ものを有する場合には、その居住者のその年分の課税標準から次に掲げる区分に 応じたそれぞれの金額を控除する。

- (1) 合計所得金額が40万円未満である配偶者
 - ……38万円
- (2) 合計所得金額が40万円以上75万円未満である配偶者
 - ……76万円 合計所得金額
 - * 合計所得金額が5万円の整数倍の金額でないときは、合計所得金額に満たない 5万円の整数倍の金額のうち最も多い金額
- (3) 合計所得金額が75万円以上である配偶者
 -3 万円
 - (注) 合計所得金額とは、損失の繰越控除の規定を適用しないで計算した場合に おける課税標準の合計額をいう。

Ⅱ 適用除外 (法83の2②)

重要度◎

この規定は、居住者の合計所得金額が1,000万円を超える場合及びその配偶者が居住者としてこの規定の適用を受けている場合には適用しない。

Ⅲ 判定の時期(法85③)

重要度◎

その者が居住者の生計を一にする配偶者に該当するかどうかの判定は、その年 12月31日 (その居住者が年の中途において死亡又は出国する場合には、その死亡又は出国 の時) の現況による。

但し、その判定に係る配偶者が既に死亡している場合は、その死亡の時の現況 による。

IV 配偶者と死別し、同一年に再婚した場合の特例 (令220)

重要度()

年の中途において居住者の配偶者が死亡し、その年中にその居住者が再婚した場合において、その居住者の生計を一にする配偶者に該当するものは、その死亡した配偶者又は再婚した配偶者のうち1人に限るものとする。

V **控除の順序** (法87)

重要度〇

- (1) 所得控除のうちに雑損控除がある場合には、まず雑損控除を行うものとする。
- (2) 配偶者特別控除額は、総所得金額、措置法の課税標準、山林所得金額又は 退職所得金額から順次控除する。

6-6 扶養控除

[ランクA]

翼趣 旨屬

この規定は、最低生活費の配慮から設けられている。

Ⅰ 内容(法84、措法41の16)

重要度◎

居住者が控除対象扶養親族を有する場合には、その居住者のその年分の課税標準から、控除対象扶養親族1人につき38万円(特定扶養親族は63万円、同居老親等は58万円、その他の老人扶養親族は48万円とする。)を控除する。

Ⅱ 扶養親族の意義 (法2①三十四~三十四の四、措法41の16)

重要度◎

- (1) 扶養親族とは、居住者の親族(その居住者の配偶者を除く。)並びに児童福祉法の規定により里親に委託された児童及び老人福祉法の規定により養護受託者に委託された老人でその居住者と生計を一にするもの(青色事業専従者で給与の支払を受けるもの及び事業専従者に該当するものを除く。)のうち、合計所得金額が38万円以下である者をいう。
 - (注)合計所得金額とは、損失の繰越控除の規定を適用しないで計算した場合に おける課税標準の合計額をいう。
- (2) 控除対象扶養親族とは、扶養親族のうち、年齢16歳以上の者をいう。
- (3) 特定扶養親族とは、控除対象扶養親族のうち、年齢19歳以上23歳未満の者をいう。
- (4) 老人扶養親族とは、控除対象扶養親族のうち、年齢70歳以上の者をいう。
- (5) 同居老親等とは、老人扶養親族のうち、居住者又はその居住者の配偶者の 直系尊属で、かつ、その居住者又はその配偶者のいずれかとの同居を常況と している者をいう。

Ⅲ 判定の時期(法85③)

重要度◎

その者が居住者の扶養親族等に該当するかどうかの判定は、その年12月31日 (その居住者が年の中途において死亡又は出国する場合には、その死亡又は出国の時)の 現況による。

但し、その判定に係る親族等が既に死亡している場合は、その死亡の時の現況 による。

IV 2以上の居住者がある場合の所属 (法85⑤)

重要度〇

2以上の居住者の扶養親族に該当する者がある場合には、その者は、これらの 居住者のうちいずれか一の居住者の扶養親族にのみ該当するものとみなす。

V **控除の順序** (法87)

重要度〇

- (1) 所得控除のうちに雑損控除がある場合には、まず雑損控除を行うものとする。
- (2) 扶養控除額は、総所得金額、措置法の課税標準、山林所得金額又は退職所得金額から順次控除する。



** The specimens of the

扶養親族

Ⅰ 扶養親族の意義(法2①三十四)

扶養親族とは、居住者の親族(その居住者の配偶者を除く。)並びに児童福祉法の規定により里親に委託された児童及び老人福祉法の規定により養護受託者に委託された老人でその居住者と生計を一にするもの(青色事業専従者で給与の支払を受けるもの及び事業専従者に該当するものを除く。)のうち、合計所得金額が38万円以下である者をいう。

- (注) 合計所得金額とは、損失の繰越控除の規定を適用しないで計算した場合に おける課税標準の合計額をいう。
- Ⅱ 扶養控除(法84、措法41の16等)
 - 1 趣旨

この規定は、最低生活費の配慮から設けられている。

2 内容

居住者が控除対象扶養親族を有する場合には、その居住者のその年分の 課税標準から、控除対象扶養親族1人につき38万円(特定扶養親族は63万円、 同居者親等は58万円、その他の老人扶養親族は48万円とする。)を控除する。

(注1) 控除対象扶養親族

控除対象扶養親族とは、扶養親族のうち、年齢16歳以上の者をいう。

(注2) 特定扶養親族

特定扶養親族とは、控除対象扶養親族のうち、年齢19歳以上23歳未満 の者をいう。

(注3) 老人扶養親族

老人扶養親族とは、控除対象扶養親族のうち、年齢70歳以上の者を いう。

(注4) 同居老親等

同居老親等とは、老人扶養親族のうち、居住者又はその居住者の 配偶者の直系尊属で、かつ、その居住者又はその配偶者のいずれかとの 同居を常況としている者をいう。

Ⅲ 障害者控除(法79等)

1 趣 旨

この規定は、障害者に対する配慮から設けられている。

2 内容

居住者の扶養親族が障害者である場合には、障害者1人につき27万円 (同居特別障害者は75万円、その他の特別障害者は40万円)を、その居住者のその 年分の課税標準から控除する。

(注1) 障害者

障害者とは、精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者、失明者、その他の精神又は身体に障害がある者で一定のものをいう。

(注2) 特別障害者

特別障害者とは、障害者のうち精神又は身体に重度の障害がある者で一定のものをいう。

(注3) 同居特別障害者

同居特別障害者とは、扶養親族が特別障害者で、かつ、居住者又は その居住者の配偶者若しくはその居住者と生計を一にするその他の 親族のいずれかとの同居を常況としている者をいう。

IV 判定の時期(法85②③)

その者が居住者の扶養親族等に該当するかどうかの判定は、その年12月31日 (その居住者が年の中途において死亡又は出国する場合には、その死亡又は出国の時) の現況による。

但し、その判定に係る親族等が既に死亡している場合は、その死亡の時の 現況による。

V 2以上の居住者がある場合の所属(法85⑤)

2以上の居住者の扶養親族に該当する者がある場合には、その者は、これらの 居住者のうちいずれか一の居住者の扶養親族にのみ該当するものとみなす。

VI 控除の順序(法87)

- (1) 所得控除のうちに雑損控除がある場合には、まず雑損控除を行うものとする。
- (2) 扶養控除額は、総所得金額、措置法の課税標準、山林所得金額又は退職 所得金額から順次控除する。

(MEMO)

理論テキスト

<今回の学習内容>

第1回講義 使用ページ

テーマ6-1、6-2、6-3

6-4, 6-5, 6-6

6 - 2

雑 損 控 除

■趣 旨■

この規定は、災害等により一般的な家計水準を上回る損失を被った場合の担税力の減殺を考慮して設けられている。

なお、『趣旨』は法律ではないため、内容を理解し作文できればよい。

I 内容

※1 居住者又はその者と生計を一にする親族でその年分の課税標準の合計額が基礎控除額以下であるものの有する資産(下記 1 に掲げるものを除く。)について災害又は盗難若しくは横額による損失が生じた場合(その災害等に関連してやむを得ない支出をした場合を含む。)において、その年におけるその損失の金額の合計額が足切限度額を超えるときは、その超える部分の金額(以下「雑損失の金額」という。)を、その居住者のその年分の課税標準から控除する。

※1 雑損控除は、居住者本人所有の資産のみならず、同一生計親族で<u>課税標準の合計額</u>が 基礎控除額以下(基礎控除だけで課税標準がゼロとなるため)であるものの有する資産 も対象としている。

なお、判定の基礎となるのは課税標準の合計額であり合計所得金額ではないこと及び 青色事業専従者等であっても所得要件を満たせば適用があることに留意すること。

- ※2 雑損控除は、対象とならないものを規定しそれ以外の資産はすべて控除の対象とする こととしている(下記1参照)。
- ※3 雑損控除は、災害、盗難及び横領による損失が生じた場合とこれらに関連する支出を した場合に限り認められる。

なお、「災害」に関連した支出額が5万円を超える場合には、足切限度額の計算の特例の適用がある(下記3参照)。

※4 所得控除額は、第2段階で算定した課税標準から第3段階で控除するため、「<u>課税標準</u> の計算上控除する。」と解答しないこと。

1 対象とならない資産

- (1) 生活に通常必要でない資産
- (2) 棚卸資産
- (3) 不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業の用に供される固定資産及び繰延資産
- (4) 山 林

雑損控除の対象からは、次に掲げる資産が除外されている。

- (1) 生活に通常必要でない資産 (譲渡所得の金額の計算上控除するため)
 - ⇒ 4-2「生活に通常必要でない資産の災害等による損失」参照
- (2) 被災事業用資産の損失の金額の対象となる資産(各種所得の必要経費に算入されるため)
 - ⇒ 3-6「必要経費に算入される資産損失」参照



2 損失の金額

※1 損失の金額は、その<u>損失発生直前におけるその資産の価額を基礎</u>として計算し、<u>上記のや</u> ※3 むを得ない支出をした金額を含み、保険金等により補てんされる部分の金額を除く。

雑損控除の対象となる損失の金額は、次の算式により計算する。

- ※1 雑損控除の対象となる損失の金額は、取得費ベースではなく、損失発生直前の時価を 基礎に計算する。
- ※2 損失の金額には、災害等関連支出が含まれる。
- ※3 保険金等の額は、損失を受けた資産との個別対応で控除し、控除しきれない金額 (差益) は非課税となる。

3 足切限度額

- (1) 原則
 - ……課税標準の合計額の10%相当額
- (2) 災害関連支出の金額が5万円を超える場合
 - ……損失の金額の合計額から<u>災害関連支出</u>の金額のうち5万円を超える部分の金額を控除 した金額と(1)の金額とのいずれか低い金額
- (3) 損失の金額が全て災害関連支出の金額である場合
 - ……5万円と(1)の金額とのいずれか低い金額

雑損控除は、通常の場合に比べ、異常といえるような災害等による被害を受けた場合の担税力の調整を行うものであるため、原則として、その者の課税標準の合計額の10%相当額を足切限度額とするが、「災害関連支出」が5万円を超える場合には、足切限度額の計算の特例が認められる。

なお、足切限度額は次の区分に応じ、それぞれ次のように計算する。

災害関連支出の額が5万円以下の場合	課税標準の合計額 × 10%		
災害関連支出の額	(1) 損失の金額 - (災害関連支出の額-5万円)		
\$400.00 pp (0.00)	(2) 課税標準の合計額 × 10%		
が5万円を超える場合	(3) (1)と(2)のいずれか低い金額		
損失の金額のすべてが災害	(1) 5万円		
	(2) 課税標準の合計額 × 10%		
関連支出の額である場合	(3) (1)と(2)のいずれか低い金額		

Ⅱ 控除の順序

- ※1 (1) 所得控除のうちに雑損控除がある場合には、まず雑損控除を行うものとする。
- (2) 雑損控除額は、総所得金額、措置法の課税標準、山林所得金額又は退職所得金額から※2 順次控除する。
- ※1 所得控除額のうち雑損控除額は、控除しきれない場合には繰越控除(雑損失の繰越控除)の適用が認められており、所得控除額をどの順序で控除するかによって繰越額が変わるため、まず、雑損控除額を控除することとされている。
- ※2 所得控除額は、原則的に次の順序で控除することとされている。 なお、「順次控除」するという表現に注意すること。



措置法の課税標準

Ⅲ 手続

確定申告書の提出によりこの規定の適用を受ける場合には、<u>控除額の計算の基礎となる金</u> ※2 額その他一定の事項を証する書類を確定申告書に添付等しなければならない。

- ※1 損失額の計算の基礎となる金額や、災害等関連支出に関する領収書など支払年月日や 支払先、支払額などを明らかにした書類を確定申告書に添付等しなければならない。
- ※2 雑損控除は、年末調整では考慮されないため、年末調整を受けた給与所得者であって も、適用を受けるためには確定申告書を提出する必要があり、その確定申告書には上記 ※1の書類を添付するか、その提出の際にその書類を提示しなければならない。

Ⅳ 雑損失の繰越控除

その年に生じた雑損失の金額のうち

その年分の課税標準から控除しきれない部分の金額

は、申告を要件に、その年の翌年以後3年間にわたって繰越し、課税標準の計算上控除する。

- ※1 雑損控除額のうち、その年分の課税標準の合計額を超える部分の金額は、申告を要件 に「雑損失の繰越控除」の対象となる(5-4「雑損失の繰越控除」参照)。
- ※2 損失の繰越控除は、第2段階の課税標準の計算上控除する。

Ⅴ 災害減免法との関係

災害により居住者又は上記 I の親族の所有する住宅又は家財に甚大な被害を受け、かつ、 その年分の災害減免法に規定する合計所得金額が1,000万円以下である居住者については、 雑損控除に代えて、災害減免法により所得税の軽減又は免除を受けることができる。

災害で、自己又はその同一生計親族で課税標準の合計額が基礎控除額以下である者の有する住宅又は家財の価額の10分の5以上の被害(保険金等により補てんされた金額を除く。)を受けた者で、災害減免法に規定する合計所得金額(損失の繰越控除及び措置法の特別控除後、所得控除前の金額)が1,000万円以下であるものは、雑損控除の適用に代えて、災害減免法の規定による所得税額の軽減又は免除を選択することもできる。

なお、軽減又は免除される金額は、措置法の税額控除後、外国税額控除前の税額からその 者の所得に応じて控除される。

【雑損控除と災害減免法の減免との関係】

	雑 損 控 除	災免法の減免
資産の所有者	居住者又は同一生計親族で課税標準の合計額が基礎控除額以下の者	
損失の事由	災害、盗難、横領	災害のみ
対象資産	生活に通常必要でない資産及び被 災事業用資産の損失の金額の対象 となる資産以外の資産	住宅又は家財
所 得 要 件		災免法に規定する 会計所得金額 ≤ 1,000万円
控除又は減免 の 方 法	損失額のうち足切限度額を超える 部分の金額を所得控除として控除 し、控除しきれない部分の金額は 3年間の繰越控除	その年分の所得税額を全額免除又 は2分の1若しくは4分の1の軽 減(翌年以降の所得税額には影響 しない)

医療費 控除

■趣 旨■

慢性疾患などの長期にわたる疾病や大手術のため多額の医療費を支出したような場合には、 納税者の担税力に相当な支障があると考えられるため、その影響を考慮して医療費控除が認め られている。

なお、『趣旨』は法律ではないため、内容を理解し作文できればよい。

I 内容

居住者が、各年において、 $\frac{\& 1}{6 - 2}$ 又は自己と生計を一にする親族に係る医療費を $\frac{\& 2}{5 - 2}$ なった場合において、次の(1)の金額が(2)の金額を超えるときは、その超える部分の金額(200万円を限度)を、その居住者の $\frac{\& 3}{6 - 2}$ の年分の課税標準から控除する。

- ※1 医療費控除の対象となる医療費は、自己又は自己と生計を一にする「親族」に係るものに限られるため、「別生計親族」に係る医療費や、親族に該当しないいわゆる「里子」や「養護受託老人」等に係る医療費は対象とならない。
- ※2 医療費控除に限らず、所得控除(物的)は、支出したものについての担税力を考慮するものであるため、債務が確定していても現実に支払うまでは控除の対象とならない。
- ※3 所得控除額は、第2段階で算定した課税標準から第3段階で控除するため、「<u>課税標準</u> の計算上控除する。」と解答しないこと。
- ※1 (1) 支払った医療費の額(保険金等により補てんされる部分の金額を除く。)の合計額
- ※2 (2) <u>課税標準の合計額</u>の5%相当額と10万円のいずれか少ない金額
- ※1 支払った医療費との個別対応により保険金を控除し、その合計額を基礎とするため、 カッコ書きの位置に注意する (「合計額」の前に記載すること)。
- ※2 物的控除額の計算上は、「合計所得金額」は使わずに、「課税標準の合計額」で計算するため、「合計所得金額」としないように注意すること。

Ⅱ 医療費の範囲

※1 医療費控除の対象となる医療費とは、次に掲げるものの対価のうち、その病状等に応じて

- 一般的に支出される水準を著しく超えない部分の金額とする。
- ※1 医療費控除の対象となる医療費は、条文上は次の6つの限定列挙とされている。 なお、その範囲は極めて限定的で、実情に即さない部分も多いため、これらに付随するものや関連するものなどその細目は通達に定められている(計算テキスト参照)。

※2 医療費控除は、治療等に必要な対価等で、通常必要であると認められるものに限られ、 それを超えるようなものは対象とはならない。

例えば、差額ベット代金は、重病や病院の都合で合部屋を使えず、やむを得ず個室を 使用する場合には医療費控除の対象となるが、そうでない場合には対象とはならない。

- (1) 医師又は歯科医師による診療又は治療
- (2) 治療又は療養に必要な医薬品の購入
- ※1 (3) 病院等へ収容されるための人的役務の提供
- ※2 (4) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師による施術
- ※3 (5) 保健師等による療養上の世話
- ※4 ⑥ 助産師による分べんの介助等
- ※1 病院、診療所又は助産所への搬送費用も医療費控除の対象となる。 なお、「収用」という誤字が多いため注意すること。
- ※2 「あん摩マッサージ指圧師」という資格の名称であるため、正確に暗記すること。
- ※3 保健師のほか、看護師及び准看護師に対する療養上の世話の対価も含まれる。
- ※4 いわゆる「出産費用」も、医療費控除の対象となる。 なお、「助産士」など誤字が多いため注意すること。

Ⅲ 控除の順序

- (1) 所得控除のうちに雑損控除がある場合には、まず雑損控除を行うものとする。
- (2) 医療費控除額は、総所得金額、措置法の課税標準、山林所得金額又は退職所得金額から順次控除する。
 - 6-2「雑損控除(Ⅱ控除の順序)」参照

IV 手続

確定申告書の提出によりこの規定の適用を受ける場合には、<u>控除額の計算の基礎となる金</u> ※2 額その他一定の事項を証する書類を確定申告書に添付等しなければならない。

- ※1 医療費の領収書又は領収書を入手できないもの(通院のための電車代等)は、支払年 月日や支払先、支払額などを明記した書類を確定申告書に添付等しなければならない。
- ※2 医療費控除は、年末調整では考慮されないため、年末調整を受けた給与所得者であっても、適用を受けるためには確定申告書を提出する必要があり、その確定申告書には上記 ※1の書類を添付するか、その提出の際にその書類を提示しなければならない。

配偶者控除

■趣 旨■

配偶者控除は、控除対象配偶者の基礎的生計費を考慮して設けられている。 なお、『趣旨』は法律ではないため、内容を理解し作文できればよい。

Ⅰ 内容

居住者が<u>控除対象配偶者</u>を有する場合には、<u>その居住者のその年分の課税標準から</u>38万円 (老人控除対象配偶者は48万円とする。)を控除する。

所得控除額は、第2段階で算定した課税標準から第3段階で控除するため、「課税標準の計算上控除する。」と解答しないこと。

Ⅱ 控除対象配偶者の意義

- (1) 控除対象配偶者とは、居住者の配偶者で<u>その居住者と生計を一にするもの(青色事業専業者で給与の支払いを受けるもの及び事業専従者に該当するものを除く。</u>)のうち、合計所得金額が38万円以下である者をいう。
 - (注) 合計所得金額とは、損失の繰越控除の規定を適用しないで計算した場合における課税 標準の合計額をいう。
- ※1 同一生計の配偶者が対象となるが、青色事業専従者や事業専従者については、一定額 を事業に係る所得の金額の計算上必要経費に算入しているため対象とならない。
- ※2 人的控除の判定で使う金額は、「合計所得金額」であるため、その配偶者に係る損失 の繰越控除がある場合には、その控除前の金額が38万円以下であるかどうかによる。
 - ☆ 同一生計の配偶者の一時所得の金額が90万円、雑損失の繰越控除額が10万円の場合
 - イ 合計所得金額 \rightarrow 90万円× $\frac{1}{2}$ = 45万円(損失の繰越控除前)
 - ロ 課税標準の合計額 → 45万円-10万円=35万円(損失の繰越控除後)
- (2) 老人控除対象配偶者とは、控除対象配偶者のうち、年齢70歳以上の者をいう。

上記(!)の控除対象配偶者のうち、年齢が70歳以上の者は、老齢者に対する配慮から、48万円の控除が認められている。

Ⅲ 判定の時期

その者が居住者の控除対象配偶者等に該当するかどうかの判定は、<u>その年12月31日(その</u> 居住者が年の中途において死亡又は出国する場合には、その死亡又は出国の時)の現況による。

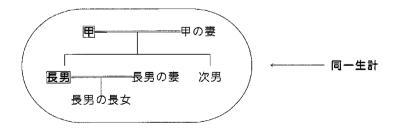
※3 但し、その判定に係る配偶者が既に死亡している場合は、その死亡の時の現況による。

- ※1 その者が控除対象配偶者等に該当するかどうか(同一生計であるか、老人控除対象配 偶者に該当する年齢であるかどうか)の判定は、原則として、12月31日の現況による。
- ※2 このカッコ書きは、配偶者控除を受ける居住者が、12月31日よりも前に死亡したり出 国するような場合の判定時期を定めたものであるため、主語を書き落とさないこと。 死亡の場合には死亡時の現況によって(死亡した者の確定申告は死亡時までの所得に ついて行うため)、出国の場合には出国時の現況によって(出国する場合には、出国時 までの所得について出国時までに確定申告を行うため)判定する。
- ※3 配偶者控除の対象となる<u>配偶者</u>が、12月31日よりも前に死亡したような場合の判定時期を定めたものであるため、主語を書き落とさないこと。
- ※4 上記※2の場合と異なり、その配偶者が出国するような場合には、原則どおり12月31 日の現況で判定する。

Ⅳ 2以上の居住者がある場合の所属

一の居住者の配偶者がその居住者の控除対象配偶者に該当し、かつ、他の居住者の扶養親族にも該当する場合には、その配偶者は、いずれか一にのみ該当するものとみなす。

ある居住者の控除対象配偶者に該当する者が、他の居住者の扶養親族にも該当する場合、例えば、下図の長男の妻は、申告書などに記載されたところにより、甲の長男の控除対象配偶者又は甲の扶養親族のいずれか一にのみ該当するものとみなし、甲の長男及び甲がそれぞれ控除を受けることはできないこととされている。



∨ 配偶者と死別し、同一年に再婚した場合の特例

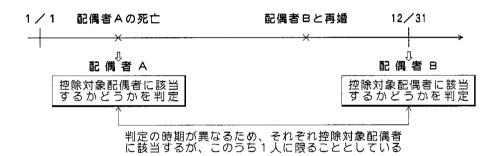
年の中途において居住者の配偶者が<u>死亡</u>し、その年中にその居住者が<u>再婚</u>した場合において、その居住者の控除対象配偶者に該当するものは、<u>その死亡した配偶者又は再婚した配偶者のうち1人に限る</u>ものとする。

死亡した配偶者が控除対象配偶者に該当するかどうかは、その死亡時の現況により判定し、 再婚した配偶者が控除対象配偶者に該当するかどうかは、その年12月31日の現況により判定 する(上記Ⅲ参照)。

判定の時期が異なるため、どちらも控除対象配偶者に該当するが、配偶者控除はどちらか 1人についてしか受けることができないこととされている。

したがって、控除額が多い方を選択することとなる。

なお、離婚した者が控除対象配偶者であるかどうかは、離婚した時の現況ではなくその年 12月31日の現況により判定するため、このような問題は生じないことに留意すること。



VI 控除の順序

- (1) 所得控除のうちに雑損控除がある場合には、まず雑損控除を行うものとする。
- (2) 配偶者控除額は、総所得金額、措置法の課税標準、山林所得金額又は退職所得金額から . 順次控除する。
 - 6-2「雑損控除(Ⅱ控除の順序)」参照

мемо

配偶者特別控除

■趣 旨■

配偶者の合計所得金額が38万円を超えると配偶者控除の適用が受けられないため、その居住者の課税所得が増加し、さらにその配偶者にも所得税が課税されることから、配偶者の合計所得金額が38万円を僅かに超えるような場合には、控除対象配偶者である場合と比べて、かえって世帯としての税引後手取額が減少してしまう場合がある。

そのため、控除対象配偶者に該当しない配偶者の所得に応じて、世帯としての税負担の調整 を図るためにこの規定が設けられている。

なお、『趣旨』は法律ではないため、内容を理解し作文できればよい。

I 内容

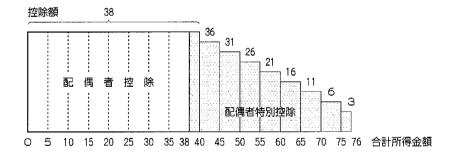
居住者が生計を一にする配偶者(青色事業専従者で給与の支払を受けるもの及び事業専従者に該当するものを除く。)で合計所得金額が38万円超76万円未満であるものを有する場合には、その居住者のその年分の課税標準から次に掲げる区分に応じたそれぞれの金額を控除する。

- ※1 配偶者特別控除の対象となる配偶者は、次の要件を満たす者である。
 - (1) その居住者と同一生計であること
 - (2) 合計所得金額が38万円を超えること (=控除対象配偶者に該当しないこと)
 - (3) 合計所得金額が76万円未満であること なお、人的控除の判定で使う金額は、「合計所得金額」であるため、その配偶者に係 る損失の繰越控除がある場合には、その控除前の金額により判定する。
- ※2 同一生計の配偶者で、合計所得金額が38万円超76万円未満であっても、次に掲げる者 については、配偶者特別控除は適用できない。
 - (1) 青色事業専従者で給与の支払を受けるもの
 - (2) 事業専従者に該当するもの
- ※3 所得控除額は、第2段階で算定した課税標準から第3段階で控除するため、「<u>課税標準</u> <u>の計算上</u>控除する。」と解答しないこと。

- (1) 合計所得金額が40万円未満である配偶者
 - …… 38万円
- (2) 合計所得金額が40万円以上75万円未満である配偶者
 - ······· 76万円 合計所得金額
 - * 合計所得金額が5万円の整数倍の金額でないときは、合計所得金額に満たない5万円の整数倍の金額のうち最も多い金額
- (3) 合計所得金額が75万円以上である配偶者
 - 3万円
- (注)合計所得金額とは、損失の繰越控除の規定を適用しないで計算した場合における課税標準の合計額をいう。

配偶者特別控除額は、その配偶者の合計所得金額に応じて逓減する仕組みとなっている。 配偶者の合計所得金額が38万円超40万円未満の場合には38万円(配偶者控除額と同額)、 40万円以上75万円未満の場合には、配偶者の合計所得金額の増加に応じて、36万円から控除 額が5万円刻みで逓減し、75万円以上76万円未満の場合には、3万円とされている。

【図解】 (単位:万円)

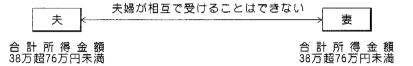


Ⅱ 適用除外

この規定は、<u>居住者の合計所得金額が1,000万円を超える場合</u>及びその配偶者が居住者と してこの規定の適用を受けている場合には適用しない。

配偶者特別控除は、中堅以下のサラリーマン世帯の税負担を調整する趣旨のものであることから、合計所得金額が1,000万円を超える者は適用できない。

また、夫婦がともに合計所得金額38万円超76万円未満であっても、双方が配偶者特別控除 を受け合うことはできない。



Ⅲ 判定の時期

その者が居住者の生計を一にする配偶者に該当するかどうかの判定は、<u>その年12月31日</u> (<u>その居住者が年の中途において死亡又は出国する場合には、その死亡又は出国の時</u>)の現 況による。

但し、その判定に係る配偶者が既に死亡している場合は、その死亡の時の現況による。

6-4「配偶者控除(Ⅲ判定の時期)」参照

Ⅳ 配偶者と死別し、同一年に再婚した場合の特例

年の中途において居住者の配偶者が死亡し、その年中にその居住者が再婚した場合において、その居住者の生計を一にする配偶者に該当するものは、その死亡した配偶者又は再婚した配偶者のうち1人に限るものとする。

6-4 「配偶者控除 (V配偶者と死別し、同一年に再婚した場合の特例)」参照

V 控除の順序

- (1) 所得控除のうちに雑損控除がある場合には、まず雑損控除を行うものとする。
- (2) 配偶者特別控除額は、総所得金額、措置法の課税標準、山林所得金額又は退職所得金額 から順次控除する。
 - 6-2「雑損控除(Ⅱ控除の順序)」参照

мемо

扶 養 控 除

■趣 旨■

扶養控除は、扶養親族の基礎的生計費の考慮から、また、老人対策等、教育費等のかさむ子供 を持つ家庭の家計に対する担税力への影響などを考慮して設けられている。

なお、『趣旨』は法律ではないため、内容を理解し作文できればよい。

I 内容

居住者が控除対象扶養親族を有する場合には、<u>その居住者のその年分の課税標準から</u>、控 ※ 2 除対象扶養親族 1人につき38万円(特定扶養親族は63万円、同居老親等は58万円、その他の 老人扶養親族は48万円とする。)を<u>控除する</u>。

- ※1 所得控除額は、第2段階で算定した課税標準から第3段階で控除するため、「<u>課税標準の計算上</u>控除する。」と解答しないこと。
- ※2 控除対象配偶者と異なり、扶養親族は複数いる場合があるため、扶養控除額は「1人当たり」38万円を基本額とし、社会福祉の観点や教育費等の種々の支出がかさむ年代については、控除額が割増されているため、金額を正確に暗記すること。

Ⅱ 扶養親族の意義

- (1) 扶養親族とは、居住者の<u>親族(その居住者の配偶者を除く。)並びに児童福祉法の規定により里親に委託された児童</u>及び<u>老人福祉法の規定により養護受託者に委託された老人で※4</u>その居住者と生計を一にするもの(青色事業専従者で給与の支払いを受けるもの及び事業専従者に該当するものを除く。)のうち、合計所得金額が38万円以下である者をいう。
 - (注)合計所得金額とは、損失の繰越控除の規定を適用しないで計算した場合における課税 標準の合計額をいう。
- ※1 親族とは、「配偶者、6親等内の血族、3親等内の姻族」をいうが、配偶者について は配偶者控除が設けられているため、扶養親族の定義からは配偶者は除かれている。

%2、**%**3

「里子」や「養護受託老人」は民法上の親族には該当しない者であるが、他の要件を 具備していれば扶養親族に該当することとされている。

但し、扶養親族に該当するかどうかの判定時の現況において、原則として、年齢が18歳未満(※2)又は65歳以上(※3)の者に限られる。

また、これらの者は、民法上の親族ではないため、物的控除(例えば、雑損控除や医療費控除)の対象にはならないことに注意する。

- ※4 上記※1、※2又は※3の者で同一生計のものが対象となるが、青色事業専従者や事業専従者については、一定額を事業に係る所得の金額の計算上必要経費に算入しているため対象とならない。
- ※5 人的控除の判定で使う金額は、「合計所得金額」であるため、その親族等に係る損失 の繰越控除がある場合には、その控除前の金額が38万円以下であるかどうかによる。
 - - イ 合計所得金額 → 40万円 (損失の繰越控除前)
 - ロ 課税標準の合計額 → 40万円-10万円=30万円(損失の繰越控除後)
- ※1 (2) 控除対象扶養親族とは、扶養親族のうち、年齢16歳以上の者をいう。
- ※1 扶養親族のうち、年齢16歳以上の者に限り控除対象扶養親族とされ、扶養控除の対象 となる。

但し、年齢15歳以下で控除対象扶養親族に該当しない扶養親族が障害者に該当する場合には、障害者控除の適用がある。

- ※2 年齢15歳以下の扶養親族は、いわゆる「こども手当」の支給を受けることから、扶養 控除の対象から除かれている。
- ※1 ※2 ③)特定扶養親族とは、控除対象扶養親族のうち、年齢19歳以上23歳未満の者をいう。
- ※1 「控除対象扶養親族のうち」という言葉を抜かさないよう注意すること。(以下(3)から(5)まで同様)
- ※2 上記(2)の扶養親族のうち、年齢が19歳から22歳までの者(大学生)は、一般の扶養親族に比べて多額の教育費等を要するため、高い金額(63万円)の控除が認められている。
- (4) 老人扶養親族とは、控除対象扶養親族のうち、年齢70歳以上の者をいう。

上記(2)の控除対象扶養親族のうち、年齢が70歳以上の者は、老齢者に対する配慮から、48 万円の控除が認められている。

- ※1※2(5) 同居老親等とは、

 <u>老人扶養親族</u>のうち、居住者又はその居住者の配偶者の

 <u>※3</u>※4かつ、その居住者又はその配偶者のいずれかとの

 向居を常況としている者をいう。
- ※1 年齢70歳以上の控除対象扶養親族(老人扶養親族)が前提とされているため、70歳未 満の者は他の要件を満たしていても適用はない。
- ※2 「居住者」か「居住者の配偶者」の直系尊属が対象となる。 なお、直系尊属とは、民法上、直系(血統が直上直下)で、かつ、尊属(自分より上 の世代)である他に血族(血統のつながりのある者)をいう。 つまり、自分自身の父親、母親のほか、配偶者の父親、母親などが該当する。
- ※3 「居住者」か「配偶者」のどちらかと同居していれば良い。
- ※4 同居を常況としていることが要件とされているが、一時的に入院しているような場合 は同居を常況としているものとして取り扱う。

なお、指定介護老人福祉施設などに入所しているような場合には、当然に同居を常況 としていることにはならないため注意すること。

Ⅲ 判定の時期

その者が居住者の扶養親族等に該当するかどうかの判定は、<u>その年12月31日(その居住者</u>が年の中途において死亡又は出国する場合には、その死亡又は出国の時)の現況による。

但し、その判定に係る親族等が既に死亡している場合は、その死亡の時の現況による。

6-4「配偶者控除(Ⅲ判定の時期)」参照

Ⅳ 2以上の居住者がある場合の所属

2以上の居住者の扶養親族に該当する者がある場合には、その者は、これらの居住者のうちいずれか一の居住者の扶養親族にのみ該当するものとみなす。

6-4 「配偶者控除 (IV 2 以上の居住者がある場合の所属)」参照

Ⅴ 控除の順序

- (1) 所得控除のうちに雑損控除がある場合には、まず雑損控除を行うものとする。
- (2) 扶養控除額は、総所得金額、措置法の課税標準、山林所得金額又は退職所得金額から 順次控除する。
 - 6-2「雑損控除(Ⅱ控除の順序)」参照